

資料編

※資料編の内容は、特に記載の無い資料は、平成18年3月時点のものです。

1. 緑の現況に関する基礎資料

- (1) 都市公園等施設緑地の種類
- (2) 公園愛護会・街路樹愛護会一覧
- (3) 歩行空間に関する資料
- (4) 緑の資源
- (5) 緑化推進重点地区に関する資料
- (6) その他、緑地に関する資料

2. 緑の基本計画の策定に関する資料

- (1) 鎌倉市緑の基本計画改訂の経過
- (2) 鎌倉市緑の基本計画の経過概要
- (3) 計画(平成8年4月)策定フロー
- (4) 改訂(平成18年)の主な内容

3. 主な条例・要綱等

- (1) 主な条例
- (2) 要綱等

4. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

- (1) 緑政審議会規則
- (2) 主な審議項目等
- (3) 鎌倉市緑政審議会委員

5. 用語の説明



ヤブコウジ

1. 緑に関する基礎資料

(1) 都市公園等施設緑地に関する資料

1) 都市公園^{*1}等施設緑地の種類

区分	種類	種別	内 容
都 市 公 園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区 ^{*2} 当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
	大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
		レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
	国営公園	一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	
	都市林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
	広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
その他の施設緑地	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	都市公園を除く公共空地、国民公園、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグラウンド、青少年公園、等
		公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地、下水処理場等の附属緑地、道路環境施設帯及び植樹帯、その他の公共公益施設における植栽地、等
	民間施設緑地	市民緑地、公開空地、市民農園、一時解放広場、公開している私立の教育施設、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、社寺境内地、屋上緑化の空間、民間の動植物園、等	

※出典：『公園緑地マニュアル』（社）日本公園緑地協会

*1 「都市公園」は、都市公園法で規定する公園です。

*2 「近隣住区」は、幹線道路等に囲まれたおおむね 1 km 四方（面積 100ha）の居住単位（小学校区に相当）をいいます。

2) 都市公園等施設緑地一覧表^{※1}●街区公園（都市計画公園^{※2}）

※面積は（約）。単位はha。少数第3位を四捨五入したもので、整備目標の数値とは一致しません。

番号	公園名称	面積	供用開始	都市計画決定	番号	公園名称	面積	供用開始	都市計画決定
1	栄町公園	0.10	—	S31. 9.24 S50. 9. 9	25	西鎌倉山南公園	0.34	S57. 6. 1 S61. 10. 1	S58. 12. 15
2	石原谷戸公園（調）	0.26	S56. 6. 1	S58. 12. 15	26	正福寺公園	0.34	S55. 9. 1	S58. 12. 15
3	中村公園	0.12	S53. 7. 1	S58. 12. 15	27	七里ガ浜かもめ公園	0.08	S53. 2. 1	S58. 12. 15
4	清水小路公園	0.24	S54. 9. 1	S58. 12. 15	28	腰越さる公園	0.08	S57. 6. 1	S58. 12. 15
5	中村ひつじ公園	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	29	西鎌倉三丁目公園	0.12	S51. 10. 1	S58. 12. 15
6	清水小路東公園	0.13	S55. 9. 1	S58. 12. 15	30	西鎌倉二丁目公園	0.24	S51. 10. 1	S58. 12. 15
7	峰ノ下こじか公園	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	31	中村ふくろう公園	0.06	S53. 7. 1	S60. 5. 23
8	長島ふな公園	0.08	S57. 6. 1	S58. 12. 15	32	打越北公園	0.13	S54. 9. 1	S60. 5. 23
9	吉ガ沢かえで公園	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	33	打越東公園	0.11	S54. 9. 1	S60. 5. 23
10	滝ノ入南公園	0.24	S53. 7. 1	S58. 12. 15	34	富士塚公園	0.12	S51. 10. 1	S60. 5. 23
11	亀ガ淵公園	0.10	S53. 7. 1	S58. 12. 15	35	上関公園	0.11	S51. 10. 1	S60. 5. 23
12	長谷つくし公園	0.08	S56. 6. 1	S58. 12. 15	36	びわだ北公園	0.16	S53. 2. 1	S60. 5. 23
13	一向堂公園（調）	0.42	S56. 6. 1	S58. 12. 15	37	びわだ南公園	0.15	S53. 2. 1	S60. 5. 23
14	仲ノ坂こうま公園	0.06	S56. 6. 1	S58. 12. 15	38	七里ガ浜東つつじ公園	0.09	S53. 2. 1	S60. 5. 23
15	大久保公園	0.24	S53. 7. 1	S58. 12. 15	39	七里ガ浜東四丁目公園	0.12	S51. 10. 1	S60. 5. 23
16	ききょうやま公園	0.12	S53. 2. 1	S58. 12. 15	40	七里ガ浜東三丁目公園	0.10	S51. 10. 1	S60. 5. 23
17	日当公園	0.17	S53. 7. 1	S58. 12. 15	41	七里ガ浜東いるか公園	0.06	S51. 10. 1	S60. 5. 23
18	大平山公園	0.37	S51. 10. 1	S58. 12. 15	42	七里ガ浜東五丁目公園	0.17	S51. 10. 1	S60. 5. 23
19	鎌倉山西公園	0.13	S54. 9. 1	S58. 12. 15	43	七里ガ浜かめ公園	0.09	S51. 10. 1	S60. 5. 23
20	鎌倉山西すみれ公園	0.06	S54. 9. 1	S58. 12. 15	44	丹後ガ谷公園	0.17	S53. 7. 1	S60. 5. 23
21	西鎌倉山ひばり公園	0.05	S57. 6. 1	S58. 12. 15	45	腰越山王下公園	0.12	S58. 10. 1	S60. 5. 23
22	西鎌倉山北公園	0.60	S57. 6. 1	S58. 12. 15	46	がんだがや南公園	0.12	S53. 2. 1	S60. 5. 23
23	萩郷公園	0.36	S54. 9. 1	S58. 12. 15	47	片岡どじょう公園	0.08	S53. 2. 1	S60. 5. 23
24	若松たんぼ公園	0.08	S54. 9. 1	S58. 12. 15		計	7.28		

※計の7.28は、供用開始済みの公園面積の合計面積（未供用の栄町公園を除いた面積）

●街区公園（都市公園）

※面積はha。少数第3位を四捨五入したもので、整備目標の数値とは一致しません。

番号	公園名称	面積	供用開始	番号	公園名称	面積	供用開始
1	七里ガ浜東二丁目公園	0.14	S51. 10. 1 S63. 4. 1	11	滝ノ入北公園（調）	0.18	S51. 10. 1
2	がんだがや北公園	0.62	S51. 10. 1	12	滝ノ入うさぎ公園	0.08	S51. 10. 1
3	峰公園	0.13	S51. 10. 1	13	腰越かに公園	0.07	S53. 2. 1
4	下坪かえる公園	0.07	S51. 10. 1	14	御所五郎丸公園	0.03	S53. 2. 1
5	大船はと公園	0.07	S51. 10. 1	15	御所たぬき公園	0.04	S53. 2. 1
6	やとのまえ公園	0.52	S51. 10. 1 H 6. 4. 1	16	がんだがやふじ公園	0.06	S53. 2. 1
7	今泉りす公園	0.10	S51. 10. 1	17	西鎌倉すずめ公園	0.06	S53. 2. 1
8	今泉公園	0.17	S51. 10. 1	18	片岡公園	0.13	S53. 2. 1
9	柳谷戸ひよこ公園	0.03	S51. 10. 1	19	上関きりん公園	0.07	S53. 2. 1
10	吉ガ沢公園	0.14	S51. 10. 1	20	上関もぐら公園	0.06	S53. 2. 1
				21	城宿どんぐり公園	0.04	S53. 2. 1
				22	打越西公園	0.14	S53. 2. 1

※1 公園名称等に（調）と示しているものは、都市公園（緑の基本計画での計画部分を含む）の位置が市街化調整区域にあるものです。

※2 「都市計画公園」は、都市計画法に定める都市施設のうち、公園として都市計画決定されたものです。

番号	公園名称	面積	供用開始	番号	公園名称	面積	供用開始
23	柳谷戸つばめ公園	0.03	S53. 2. 1	69	西鎌倉山南公園	0.34	S57. 6. 1 S61.10. 1
24	池ノ坂いちょう公園	0.03	S53. 7. 1	70	玉縄さくらんぼ公園	0.05	S62. 4. 1
25	七里ガ浜二丁目公園	0.26	S54. 9. 1	71	台五丁目公園	0.19	S62. 4. 1
26	丹後ガ谷いなご公園	0.03	S54. 9. 1	72	七里ガ浜東うずら公園	0.01	S62. 4. 1
27	丹後ガ谷やまぼと公園	0.05	S54. 9. 1	73	七里ガ浜あさり公園	0.01	S62. 4. 1
28	広町パンダ公園	0.09	S54. 9. 1	74	鎌倉山もも公園	0.01	S63. 4. 1
			S58.10. 1	75	梶原ひなげし公園	0.02	S63. 4. 1
29	谷際ゆり公園	0.04	S55. 9. 1	76	小袋谷つる公園	0.05	S63. 4. 1
30	上町屋公園	0.16	S55. 9. 1	77	下耕地うぐい公園	0.02	S63. 4. 1
31	城宿きじ公園	0.04	S55. 9. 1	78	津西まつむし公園	0.06	S63. 4. 1
32	田辺公園	0.12	S56. 4. 1	79	津西一丁目公園	1.05	S63. 4. 1
33	玉縄五丁目公園	0.10	S56. 4. 1	80	日坂はぎ公園	0.04	S63. 4. 1
34	田辺広町公園	0.12	S56. 6. 1	81	七里ガ浜東二丁目公園	0.02	S63. 4. 1
			H 9. 6. 1	82	日坂あかね公園	0.02	S63. 4. 1
35	西鎌倉山うぐいす公園	0.04	S57. 6. 1	83	前田かじか公園	0.02	H 1. 4. 1
36	やとのまえぞう公園	0.07	S57. 6. 1	84	玉縄とき公園	0.08	H 1. 4. 1
37	東泉水つばき公園	0.06	S57. 6. 1	85	由比ガ浜ぼら公園	0.02	H 1. 4. 1
38	陣屋坂もず公園	0.02	S58. 3. 1	86	西ガ谷あやめ公園	0.02	H 1. 4. 1
39	腰越ちどり公園	0.03	S58. 4. 1	87	七里ガ浜東ささえ公園	0.03	H 1. 4. 1
40	七里ガ浜東五丁目北公園	0.26	S58. 4. 1	88	城宿らくだ公園	0.03	H 1. 4. 1
41	寺分とんぼ公園	0.01	S58. 4. 1	89	笛田くま公園	0.07	H 1. 4. 1
42	石原谷戸とび公園	0.03	S58. 4. 1	90	岩瀬ぼたん公園	0.02	H 2. 4. 1
43	今泉あざみ公園	0.03	S58. 4. 1	91	西ガ谷わらび公園	0.02	H 2. 4. 1
44	十二所ひよどり公園	0.03	S58.10. 1	92	大船むくどり公園	0.04	H 2. 4. 1
45	七里ガ浜東かば公園	0.01	S58.10. 1	93	大船ほたる公園	0.03	H 2. 4. 1
46	谷際さくら公園	0.02	S58.10. 1	94	二階堂もみじ公園	0.02	H 2. 4. 1
47	今泉台六丁目公園	1.15	S58.10. 1	95	岩瀬あゆ公園	0.03	H 2. 4. 1
48	玉縄やぎ公園	0.05	S59. 4. 1	96	高野公園	0.53	H 3. 4. 1
49	大船つぐみ公園	0.03	S59. 4. 1	97	由比ガ浜はぜ公園	0.02	H 3. 4. 1
50	日坂あかね公園	0.09	S59. 4. 1	98	大町めじろ公園	0.02	H 3. 4. 1
			S63. 4. 1	99	雪ノ下きつき公園	0.02	H 3. 4. 1
51	相模陣あひる公園	0.02	S60. 4. 1	100	釈迦堂みみずく公園	0.02	—
52	岩瀬めだか公園	0.05	S60. 4. 1	101	梶原やまめ公園	0.02	H 4. 4. 1
53	長谷なでしこ公園	0.02	S60. 4. 1	102	戸部みつばち公園	0.06	H 4. 4. 1
54	腰越ふぐ公園	0.03	S60. 4. 1	103	笛田さざんか公園	0.01	H 4. 4. 1
55	腰越ひまわり公園	0.02	S60. 4. 1	104	相模陣東公園	0.13	H 4. 4. 1
56	丹後ガ谷せみ公園	0.02	S60. 4. 1	105	玉縄かけす公園	0.02	H 4. 4. 1
57	丹後ガ谷くるみ公園	0.02	S60. 4. 1	106	岡本耕地公園	0.11	H 4. 4. 1
58	丹後ガ谷ちゃぼ公園	0.03	S60. 4. 1	107	手広なのはな公園	0.02	H 4. 4. 1
59	丹後ガ谷こおろぎ公園	0.02	S60. 4. 1	108	常盤さつき公園	0.03	H 4. 4. 1
60	西ガ谷れんげ公園	0.02	S60. 4. 1	109	十二所公園	0.24	H 5. 4. 1
61	今泉台あめんぼ公園	0.01	S61. 4. 1	110	大町ほおじろ公園	0.01	H 5. 4. 1
62	清水塚きつね公園	0.08	S61. 4. 1	111	寺分こまどり公園	0.02	H 5. 4. 1
63	七里ガ浜あしか公園	0.09	S61. 4. 1	112	梶原すずむし公園	0.02	H 5. 4. 1
64	西ガ谷ろば公園	0.06	S61. 4. 1	113	玉縄こいぬ公園	0.03	H 5. 4. 1
65	植木谷戸公園	0.10	S61.10. 1	114	二階堂すいせん公園	0.02	H 6. 4. 1
66	相模陣よもぎ公園	0.03	S61.10. 1	115	陣屋坂公園	0.10	H 6. 4. 1
67	釈迦堂みみずく公園	0.01	(S61.10.1)	116	常盤かるがも公園	0.02	H 6. 4. 1
			H 3. 4. 1	117	若宮大路公園	0.06	H 6. 4. 1
68	七里ガ浜東あざらし公園	0.05	S61.10. 1				

番号	公園名称	面積	供用開始	番号	公園名称	面積	供用開始
118	相模陣あんず公園	0.04	H 6. 4. 1	147	台いちご公園	0.03	H11. 7. 1
119	岩瀬上耕地公園	0.21	H 7. 4. 1	148	長谷まつ公園	0.03	H11. 7. 1
120	大船さく公園	0.01	H 7. 4. 1	149	大町みかん公園	0.02	H11. 7. 1
121	笛田トマト公園	0.02	H 7. 4. 1	150	やとのまえこねこ公園	0.06	H12. 4. 1
122	岩瀬あじさい公園	0.03	H 7. 4. 1	151	玉縄二丁目公園	0.13	H12. 4. 1
123	玉縄ばった公園	0.02	H 8. 4. 1	152	台やまもみじ公園	0.02	H12. 4. 1
124	腰越ラッコ公園	0.04	H 8. 4. 1	153	由比ガ浜うめ公園	0.02	H13. 4. 1
125	大船りんご公園	0.04	H 8. 4. 1	154	岩瀬しらかし公園	0.03	H13. 4. 1
126	相模陣ふき公園	0.02	H 8. 4. 1	155	植谷戸西公園	0.10	H13. 4. 1
127	梶原すずらん公園	0.01	H 8. 4. 1	156	東勝寺橋ひぐらし公園	0.02	H13. 4. 1
128	岩瀬こい公園	0.06	H 9. 6. 1	157	七里ガ浜東さざえ公園	0.05	H13. 4. 1
129	腰越くじら公園	0.02	H 9. 6. 1	158	由比ガ浜えび公園	0.03	H14. 4. 26
130	由比ガ浜たい公園	0.02	H 9. 6. 1	159	長谷うみねこ公園	0.05	H14. 4. 26
131	大船やまどり公園	0.03	H 9. 6. 1	160	台あらかし公園	0.03	H14. 4. 26
132	玉縄さより公園	0.04	H 9. 6. 1	161	岡本アオサギ公園	0.02	H14. 4. 26
133	由比ガ浜あわび公園	0.02	H 9. 6. 1	162	台はなみずき公園	0.06	H15. 4. 1
134	田辺広町公園	0.01	H 9. 6. 1	163	梶原こぶし公園	0.03	H15. 4. 1
135	台ぐみ公園	0.05	H10. 4. 1	164	笛田コアラ公園	0.02	H15. 4. 1
136	台ぶどう公園	0.03	H10. 4. 1	165	常盤やまぶき公園	0.02	H15. 4. 1
137	腰越かつお公園	0.03	H10. 4. 1	166	大船ライラック公園	0.02	H15. 4. 1
138	岩瀬たなご公園	0.02	H10. 4. 1	167	山崎打越公園	0.20	H15. 4. 1
139	岩瀬きんぎょ公園	0.03	H10. 4. 1	168	梶原きんもくせい公園	0.02	H16. 4. 1
140	大船バナナ公園	0.03	H10. 4. 1	169	台もちのき公園	0.03	H16. 4. 1
141	寺分せきれい公園	0.08	H10. 6. 1	170	台亀井公園	0.18	H16. 4. 1
142	大丸公園	0.24	H10. 6. 1	171	山崎ひめしやら公園	0.05	—
143	由比ガ浜ひらめ公園	0.02	H10. 11. 1	172	岡本むくげ公園	0.04	—
144	鎌倉山かりん公園	0.02	H10. 11. 1	173	岡本けやき公園	0.08	—
145	浄明寺こなら公園	0.02	H10. 11. 1	174	材木座ひるがお公園	0.02	—
146	岡本耕地公園	0.21	H11. 7. 1	175	岩瀬げんごろう公園	0.05	—
					計	13.10	

※計の13.10haは、未供用の釈迦堂みみずく公園、山崎ひめしやら公園、岡本むくげ公園、岡本けやき公園、材木座昼顔公園、岩瀬げんごろう公園を除いた面積。

●総合公園（都市計画公園）

番号	公園名称	面積（約）	都市計画決定	備考	供用開始
1	鎌倉海浜公園 （一部調）	52.5ha 31.6ha	S31. 9. 24 S41. 3. 2 S50. 9. 9	当初決定 区域変更 名称変更	S41. 10. 20（7.0ha）

●風致公園（都市計画公園）

番号	公園名称	面積（約）	都市計画決定	備考	供用開始
1	鎌倉中央公園	23.6ha 23.7ha	S41. 3. 2 S45. 3. 31 S50. 9. 7 S55. 2. 15	当初決定 一部区域変更 名称変更 一部区域変更	H 9. 6. 1（8.5ha） H16. 4. 1（23.7ha）
2	夫婦池公園（調）	7.7ha	H 9. 9. 2	当初決定	—
3	六国見山森林公園	6.9ha	H14. 8. 8		—
4	散在ガ池森林公園（調）	12.9ha	—		S57. 6. 1（12.8ha） S61. 4. 1（12.9ha）

※「鎌倉中央公園」は、風致公園として都市計画決定し、都市公園法により総合公園として供用していましたが、鎌倉中央公園拡大区域(台峯)の基本構想策定の結果、総合公園から風致公園に種別を変更しています。

●地区公園（都市計画公園）

番号	公園名称	面積（約）	都市計画決定	備考	供用開始
1	源氏山公園（調）	9.5ha	S31. 9. 24 S50. 9. 9	当初決定 名称変更	S41. 10. 20（9.2ha） ※他に0.3haを供用
2	笛田公園（一部調）	5.2ha 5.5ha 5.9ha	S41. 3. 2 S50. 9. 9 S54. 2. 27	当初決定 区域拡大・名称変更 区域拡大	S52. 6. 1（0.34ha） S54. 11. 1（1.52ha） S55. 5. 20（1.87ha）

●都市林（都市計画緑地）

番号	公園名称	面積（約）	都市計画決定	備考	供用開始
1	鎌倉広町緑地（一部調）	48.1ha	H 17. 6. 28		—

●都市緑地（都市公園）

番号	公園名称	面積（約）	都市計画決定	備考	供用開始
1	手広1-1号緑地	0.01ha	—		S59. 4. 1
2	手広1-2号緑地	0.02ha	—		S59. 4. 1
3	津1号緑地	0.95ha	—		S59. 4. 1
4	津2-1号緑地	0.96ha	—	鎌倉広町緑地	S59. 4. 1
5	津2-2号緑地	0.01ha	—		S59. 4. 1
6	浄明寺緑地（一部調）	4.24ha	—		H 3. 3. 1

●児童遊園・子どもの広場・子どもの遊び場・青少年広場

※面積は（約）。単位はha。少数第3位を四捨五入したもので、整備目標の数値とは一致しません。

番号	公園名称	面積	供用開始	番号	公園名称	面積	供用開始
1	二ツ橋児童遊園	0.04	S48. 4. 20	22	いつくしま神社子どもの遊び場	0.03	S43. 4. 27
2	よりと児童遊園	0.05	S41. 9. 5	23	熊野神社子どもの遊び場	0.06	S56. 12. 18
3	こめまち児童遊園	0.01	S43. 11. 29	24	今泉子どもの遊び場	0.08	S57. 8. 5
4	大仏坂児童遊園	0.07	S63. 1. 4	25	山崎子どもの広場	0.17	S56. 8. 4
5	こしごえ中央児童遊園	0.03	S46. 3. 20	26	笛田子どもの広場	0.16	S47. 12. 1
6	諏訪ガ谷児童遊園	0.06	S48. 4. 20	27	梅田子どもの広場	0.05	S49. 3. 30
7	寺分児童遊園	0.02	S48. 4. 20	28	小袋谷子どもの広場	0.25	S47. 10. 1
8	手広児童遊園	0.05	S49. 2. 1			0.07	
9	ふじみ児童遊園	0.07	S46. 3. 20	29	腰越子どもの広場	0.02	S61. 4. 23
10	うめだ児童遊園	0.04	S43. 3. 20	30	こしごえ青少年広場	0.57	S44. 3. 31
11	高野児童遊園	0.02	H 3. 4. 1	31	諏訪ヶ谷青少年広場	0.17	S48. 4. 20
12	いわせ第二児童遊園	0.06	S45. 3. 28	32	笛田青少年広場	0.20	S56. 4. 3
13	今泉児童遊園	0.03	S43. 2. 20	33	さくら青少年広場	0.25	S55. 4. 1
14	たまなわ児童遊園	0.27	S46. 7. 1	34	いわせ青少年広場	0.14	S42. 8. 10
15	やと池児童遊園	0.39	S46. 7. 1	35	いわせ下関青少年広場	0.84	S54. 3. 12
16	城山児童遊園	0.50	S46. 7. 1			0.11	
17	山百合児童遊園	0.15	S46. 7. 1	36	今泉青少年広場	0.09	S49. 2. 1
18	あまなわ神明社子どもの遊び場	0.01	S45. 4. 20	37	植木青少年広場	0.20	S59. 9. 25
19	鎌倉山子どもの遊び場（調）	0.04	S46. 4. 10	38	深沢駅前広場	0.10	—
20	東瓜ヶ谷子どもの遊び場	0.01	S49. 3. 30	39	今泉台七丁目クローバー広場（調）	0.08	H15. 8. 22
21	山崎こ線橋下子どもの遊び場	0.06	S47. 5. 1		合計	5.96	

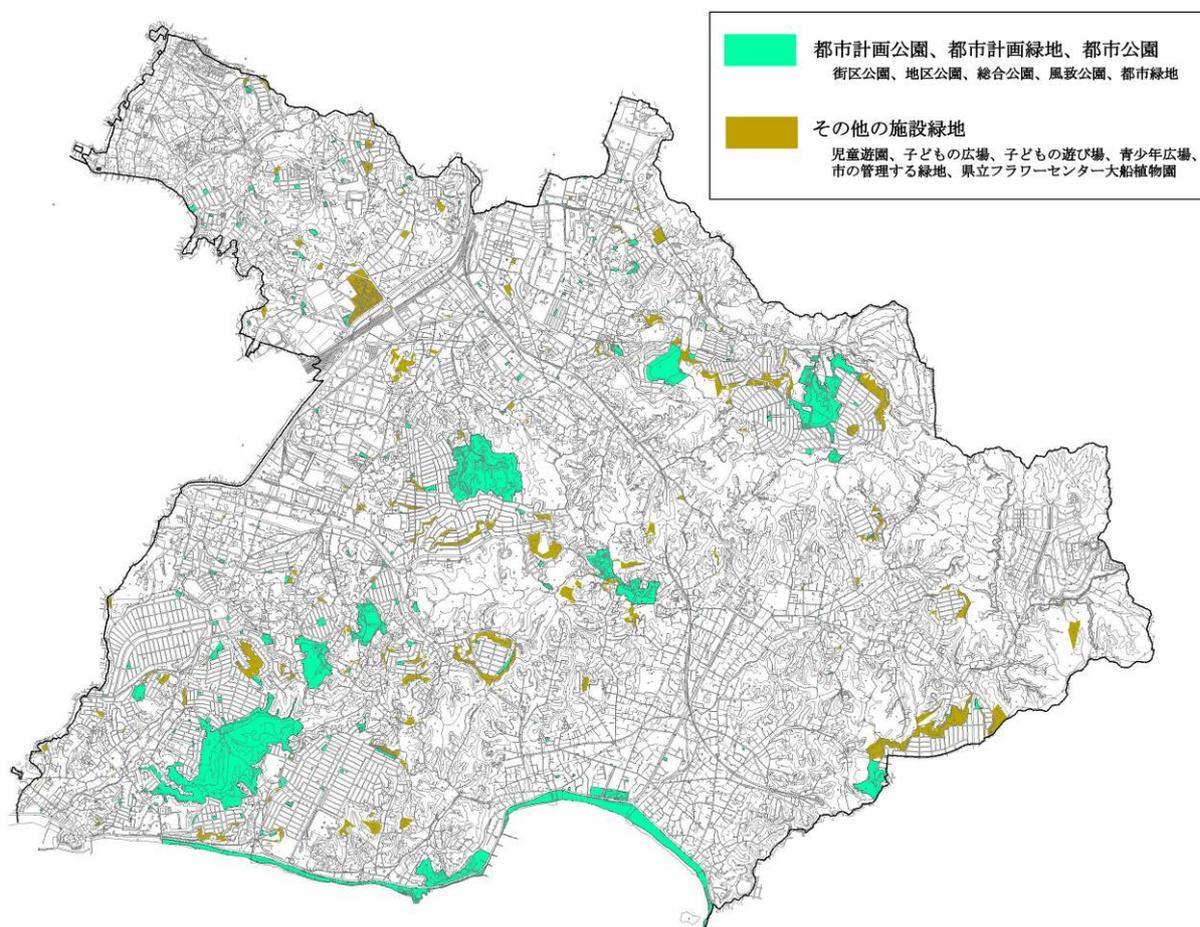
●市の管理する緑地

※面積は、少数第3位を四捨五入したものです。

番号	緑地名	公簿面積(ha)	供用開始日	番号	緑地名	公簿面積(ha)	供用開始日
1	玉縄1-1号	0.04	—	5	手広1-2号	0.02	S59. 4. 1
2	玉縄1-2号	0.35	—	6	腰越1号	0.35	—
3	津1号	1.13	S59. 4. 1	7	津2-1号	1.18	S59. 4. 1
4	手広1-1号	0.01	S59. 4. 1	8	津2-2号	0.01	S59. 4. 1

番号	緑地名	公簿面積(ha)	供用開始日	番号	緑地名	公簿面積(ha)	供用開始日
9	梶原1号	0.57	S59. 4. 1	61	七里ガ浜東2-3号	0.43	—
10	梶原2号	0.64	—	62	稲村ガ崎1-1号	0.94	—
11	梶原3号	0.72	—	63	稲村ガ崎1-2号	0.26	—
12	梶原4号	0.72	—	64	稲村ガ崎2号	1.21	—
13	今泉台1号	0.09	—	65	植木2号	0.32	—
14	津3号	0.05	—	66	鎌倉山2号	0.83	—
15	常盤	2.00	—	67	笹目1号	0.57	—
16	関谷	0.46	—	68	天神山	2.75	—
17	今泉1号	0.72	—	69	手広峯	0.39	—
18	今泉台2号	0.59	—	70	山ノ内明月谷	0.18	—
19	今泉台3号	0.13	—	71	岩瀬1号	0.13	—
20	今泉台4号	0.60	—	72	岩瀬2号	0.13	—
21	今泉台5号	0.77	—	73	腰越満福寺	0.19	—
22	今泉台6号	1.97	—	74	笛田三反所	0.83	—
23	今泉台7号	0.08	—	75	釈迦堂	0.05	—
24	七里ガ浜1号	1.43	—	76	胡桃ガ谷	1.27	—
25	津西1号	0.08	—	77	腰越3号	0.44	—
26	笛田1号	0.94	—	78	岡本戸部	3.12	—
27	山崎1号	0.17	—	79	扇ガ谷1号	0.81	—
28	七里ガ浜2号	0.70	—	80	扇ガ谷2号	0.71	—
29	植木1号	0.12	—	81	扇ガ谷3号	0.92	—
30	七里ガ浜東1号	0.13	—	82	佐助1号	0.10	—
31	笛田2号	0.06	—	83	佐助2号	0.15	—
32	梶原5号	0.18	—	84	佐助3号	0.75	—
33	梶原6号	0.48	—	85	極楽寺	0.76	—
34	笛田3号	0.85	—	86	梶原8号	0.06	—
35	浄明寺	12.35	H 2. 4. 1	87	台西ノ台	0.10	—
36	鎌倉山1-1	0.08	—	88	今泉台8号	0.43	—
37	鎌倉山1-2号	0.07	—	89	十二所1号	0.81	—
38	鎌倉山1-3号	0.04	—	90	観音山黙仙寺	0.62	—
39	鎌倉山1-4号	0.01	—	91	梶原9号	0.77	—
40	鎌倉山1-5号	0.01	—	92	稲村ガ崎3号	0.61	—
41	鎌倉山1-6号	0.01	—	93	扇ガ谷4号	0.15	—
42	鎌倉山1-7号	0.12	—	94	植木3号	0.37	—
43	扇ガ谷	0.01	—	95	二階堂3号	0.10	—
44	津西2号	0.88	—	96	七里ガ浜3号	0.06	—
45	梶原7号	4.00	—	97	岡本内耕地	0.07	—
46	高野1号	0.84	—	98	等覚寺東光寺	0.42	—
47	高野2号	0.31	—	99	手広大谷	0.20	—
48	高野3号	0.41	—	100	富士塚	0.11	—
49	城廻1号	0.10	—	101	津4号	0.65	—
50	腰越2号	3.90	—	102	台亀井1-1号	0.26	—
51	二階堂1号	0.21	—	103	台亀井1-2号	0.02	—
52	寺分1号	0.33	—	104	台亀井1-3号	0.41	—
53	寺分2号	1.30	—	105	手広1-3号	0.32	—
54	山崎2号	0.02	—	106	手広谷際	0.25	—
55	山崎3号	0.02	—	107	山ノ内宮下小路	0.13	—
56	常盤山	13.98	—	108	雪ノ下1号	0.40	—
57	寺分3号	0.13	—	109	二階堂5号	0.31	—
58	二階堂2号	0.64	—	110	長谷1号	0.37	—
59	七里ガ浜東2-1号	0.13	—	111	高野4号	0.29	—
60	七里ガ浜東2-2号	0.10	—		計	80.57	

■図資.1 都市公園等施設緑地位置図（平成17年現在のおおむねの位置を示したものです）



○都市計画公園、都市計画緑地、都市公園

- ・都市計画決定をした都市公園、都市緑地、及び供用している都市公園を示しています。

○その他の施設緑地

- ・児童遊園、子どもの広場、子どもの遊び場、青少年広場、市の管理する緑地、県立フラワーセンター大船植物園を示しています。

(2) 公園愛護会・街路樹愛護会一覧

1) 公園愛護会

番号	公園愛護会名	対象公園名
1	萩郷公園愛護会	萩郷公園
2	谷戸之前公園愛護会	やとのまえ公園
3	玉縄台公園愛護会	下坪かえる公園、他1公園
4	峯ノ下子鹿公園愛護会	峯ノ下こじか公園
5	栄町公園愛護会	栄町公園
6	南ヶ丘公園愛護会	大船はと公園、他2公園
7	大平山・丸山町内会公園愛護会	大平山公園、他5公園
8	清水小路東公園愛護会	清水小路東公園
9	二階堂公園愛護会	亀ガ淵公園
10	七里ガ浜東公園愛護会	七里ガ浜東二丁目公園、他9公園
11	城廻公園愛護会	清水小路公園、他3公園
12	浜上山自治会公園愛護会	腰越かに公園、他2公園
13	西鎌倉山南公園愛護会	西鎌倉山南公園
14	今泉台児童公園愛護会	吉ガ沢公園、他7公園
15	梶原・雑木林の会公園愛護会	ききょうやま公園、他1公園
16	西鎌倉住宅地子供会公園愛護会	西鎌倉二丁目公園、他2公園
17	七里ガ浜二丁目公園愛護会	七里ガ浜二丁目公園、他2公園
18	長谷つくし公園愛護会	長谷つくし公園
19	琵琶苑児童公園愛護会	びわだ南公園、他1公園
20	手広公園愛護会	西ガ谷れんげ公園、他4公園1遊園
21	御所ガ丘公園愛護会	丹後ガ谷やまばと公園、他3公園
22	西すみれ公園愛護会	鎌倉山西すみれ公園
23	東泉水つばき公園愛護会	東泉水つばき公園
24	ダイヤハイツ鎌倉公園愛護会	長島ふな公園
25	今泉第2いづみ会公園愛護会	今泉あざみ公園、他3公園
26	腰越ちどり公園愛護会	腰越ちどり公園
27	住友常盤公園愛護会	一向堂公園、他1公園
28	御所ガ丘子供会公園愛護会	丹後ガ谷公園、他1公園
29	十二所ひよどり公園愛護会	十二所ひよどり公園
30	植木谷戸公園愛護会	植木谷戸公園
31	台五丁目公園ボランティア	台五丁目公園
32	なかよし公園愛護会	上関公園他1公園
33	小袋谷つる公園愛護会	小袋谷つる公園
34	高野公園愛護会	高野公園
35	梶原山公園愛護会	日当公園、他4公園
36	谷際公園愛護会	谷際ゆり公園、他2公園
37	手広片岡自治会公園愛護会	片岡公園、他1公園
38	うぐいす公園愛護会	西鎌倉山うぐいす公園
39	西鎌倉山北公園愛護会	西鎌倉山北公園
40	岩瀬マンモス広場公園愛護会	いわせ下関青少年広場
41	岡本耕地公園愛護会	岡本耕地公園
42	ヒルズ鎌倉玉縄管理組合公園愛護会	玉縄さより公園
43	若宮ハイツ公園愛護会	若宮大路公園
44	岡本町内会公園愛護会	玉縄こいぬ公園、他2遊園
45	パライオ鎌倉玉縄自治会公園愛護会	玉縄さくらんぼ公園
46	岩瀬たなご公園公園愛護会	岩瀬たなご公園
47	せきれい公園公園愛護会	寺分せきれい公園

48	諏訪ガ谷児童遊園公園愛護会	諏訪ガ谷児童遊園
49	わくわく子供会	諏訪ガ谷青少年広場、他1公園
50	台ぶどう公園愛護会	台ぶどう公園
51	白山坂まつむし公園愛護会	津西まつむし公園
52	西鎌倉山子供会公園愛護会	西鎌倉山ひばり公園
53	富士見児童遊園愛護会	ふじみ児童遊園
54	台いちご公園愛護会	台いちご公園
55	台ぐみ公園愛護会	台ぐみ公園
56	コスモ鎌倉玉縄公園愛護会	玉縄二丁目公園
57	かりん公園愛護会	鎌倉山かりん公園
58	市場公園愛護会	台あらかし公園、他1公園
59	戸部みつばち公園を守る会	戸部みつばち公園
60	梶原こぶし公園愛護会	梶原こぶし公園
61	今泉こども会愛護会	今泉青少年広場、他1遊園
62	今泉町内会愛護会	今泉子どもの遊び場
63	こなら公園愛護会	浄明寺こなら公園、他1公園
64	笛田コアラ公園愛護会	笛田コアラ公園
65	新風台公園愛護会	石原谷戸公園、他1公園
66	はぜ花を愛する会	由比ガ浜はぜ公園
67	すみれ愛護会	上関もぐら公園、他1広場
68	十二所町内会愛護会	二ツ橋児童遊園
69	岡本けやき公園愛護会	岡本けやき公園

2) 街路樹愛護会

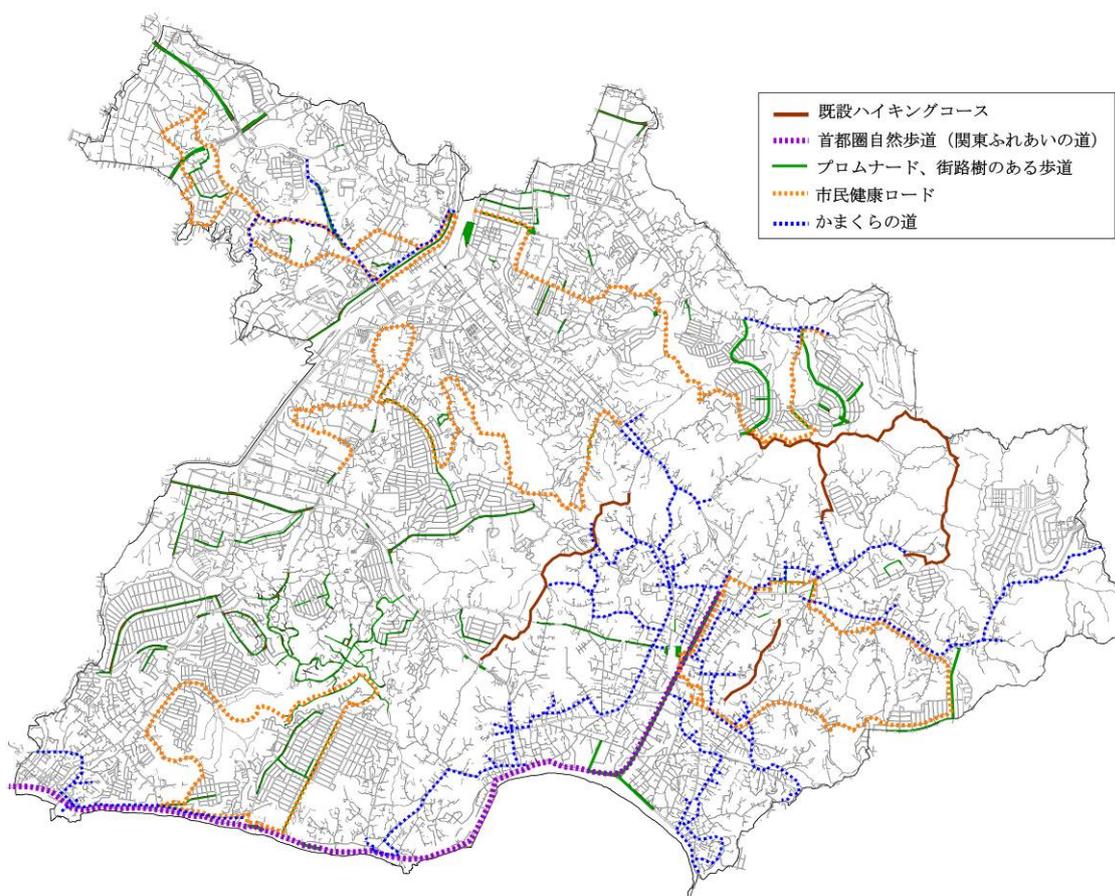
番号	街路樹愛護会名	設 立	会員数 (人)	所属自治町内会
1	鎌倉駅東口街路樹愛護会	H 4. 6. 17	58	—
2	岡本内耕地線街路樹愛護会	H 4. 6. 24	56	—
3	梶原山1号街路樹愛護会	H 4. 7. 16	1,250	梶原山町内会
4	七里ガ浜東街路樹愛護会	H 5. 9. 9	1,500	七里ガ浜自治会
5	萩郷みどり会	H 5. 11. 11	240	鎌倉山萩郷自治会
6	北鎌倉台商店会	H 6. 6. 30	18	今泉台町内会
7	住友常盤街路樹愛護会	H 6. 7. 5	173	住友常盤自治会
8	城廻自治会	H 7. 6. 21	354	城廻自治会
9	谷際街路樹愛護会	H 7. 11. 13	15	谷際自治会・手広町内会
10	栄町街路樹愛護会	H 9. 7. 15	245	栄町町内会
11	琵琶苑街路樹愛護会	H 9. 9. 1	20	琵琶苑自治会
12	今泉台町内会	H11. 4. 1	5,000	今泉台町内会
13	戸部街路樹愛護会	H11. 7. 1	35	戸部本町町内会
14	手広西ヶ谷街路樹愛護会	H11. 11. 30	100	手広片岡自治会
15	まちをきれいにする会	H12. 1. 6	7	—
16	津西白山前住宅街路樹愛護会	H12. 3. 2.	230	鎌倉白山坂自治会
17	柏尾川街路樹愛護会	H12. 8. 1	40	鎌倉ロジューマン自治会
18	桜街路樹愛護会	H15. 10. 2	10	鎌倉ハイランド自治会

(3) 歩行空間に関する資料

1) 歩行空間一覧表

種類	名称
首都圏自然歩道	関東ふれあいの道 (稲村ヶ崎磯づたいのみち 約 6.2 km)
既設ハイキングコース	天園ハイキングコース (約 5.5 km)、祇園山ハイキングコース (約 1.5 km)、葛原岡・大仏ハイキングコース (約 3.0 km)
市民健康ロード ^{※1} (鎌倉自然と歴史のふれあいの道)	滑川・浄明寺緑地散策コース (約 7.8 km)、鎌倉山・竹ヶ谷城跡遺跡・海辺散策コース (約 6.9 km)、鎌倉中央公園・天神山散策コース (約 7.5 km)、六国見山・散在ガ池森林公園散策コース (約 7.5 km)、玉縄城址・関谷農地散策コース (約 8.4 km)
かまくらの道	鎌倉幕府ゆかりの地を訪れるコース、古刹めぐり心のやすらぎを知るコース、古道大町大路にかつてのにぎわいをしのぶコース、長谷への文学散歩コース、西の古戦場探訪コース、緑深き谷戸歩きで四季を感じるコース、滑川のせせらぎを聞きながら金沢街道を歩くコース、潮騒を聞きながら磯の香りを楽しむコース、商業の町材木座商人たちの生活の道をたどるコース、市街地を離れ自然に触れるコース、中世の山城玉縄城の面影を知るコース
プロムナード・街路樹のある歩道	鎌倉山ハイランドの桜並木、鎌倉山の桜並木、七里ガ浜東の緑のプロムナード、砂押川のプロムナード

■図資.2 歩行空間位置図 (平成 17 年現在のおおむねの位置を示したものです)



^{※1} 第3次鎌倉市総合計画に基づき、市民の健康づくりと自然や歴史的遺産とのふれあいを通しての豊かな人づくりを目的として、平成 11 年に計画したもので、5つのコース (延長 38.1 km) を設定しています。(一部、計画段階のものもあります。)

(4) 緑の資源

1) 景観資源

区分	名称
かまくら 景観百選 ※1	1. 富士の眺め、2. 浄明寺の山からの眺め、3. 成就院からの眺め、4. 七里ガ浜の眺め、5. 高野からの眺め、6. 玉縄城跡の眺め、7. 材木座海岸、8. 由比ヶ浜海岸、9. 稲村ヶ崎、10. 八王子山(小動岬)、11. 裏山、12. 谷戸、13. 二階堂川、14. 滑川、15. 今泉不動の滝、16. 散在ヶ池、17. 谷戸池ほとりの桜、18. 花の楽しみ・木の風格、19. 生き物との出会い、20. 切岸、21. 朝夷奈切通、22. 仮粧坂、23. 亀ヶ谷坂、24. 名越切通、25. 大仏切通、26. 極楽寺坂切通、27. 釈迦堂口、28. 段葛、29. 街の中にある大鳥居、30. 和賀江島、31. 高野の切通、32. 谷戸坂の切通、33. 巡礼古道、34. 素掘りのトンネル、35. 信仰の場、36. 辻、37. 明王院、38. 杉本寺、39. 瑞泉寺、40. 鶴岡八幡宮、41. 安養院、42. 光明寺、43. 大仏、44. 御霊神社、45. 極楽寺、46. 建長寺、47. 円覚寺、48. 浄智寺、49. 東慶寺、50. 成福寺、51. 常楽寺、52. 龍宝寺、53. 関谷の田園景観、54. 十二所果樹園の梅林、55. 腰越漁港、56. 神奈川県立近代美術館、57. 旧吉屋信子邸、58. 旧川喜多邸、59. 手入れの行き届いた家、60. 別荘時代の洋風建築、61. 風格ある家構え、62. 鎌倉逗子ハイランドの桜並木、63. 鎌倉山の桜並木、64. 七里ガ浜東の緑のプロムナード、65. 砂押川のプロムナード、66. 天園ハイキングコース、67. 旧大佛次郎茶亭前の路地、68. 生垣の続く道、69. まちなかのヒューマン・スケールの路地、70. 海へ続く路地、71. 山懐の路地、72. 竹垣に出会える道、73. 東勝寺橋、74. 琴弾橋、75. 源氏山公園、76. 鎌倉中央公園、77. 江ノ電極楽寺駅、78. 横須賀線北鎌倉駅のたたずまい、79. 江ノ電のある風景、80. モノレールのある風景、81. 八幡宮の行事、82. 鎌倉薪能、83. 鎌倉花火大会、84. 鎌倉五山、85. 道すがらの美術館、86. 杉本寺の晩鐘
景観ポイント・眺望地点※2	鶴岡八幡宮、十二所果樹園、浄明寺緑地、光明寺、由比ガ浜、稲村ヶ崎、成就院、長谷寺、坂ノ下、甘縄神明神社、鎌倉文学館、御成中学校、鎌倉市役所、鎌倉駅西口、若宮大路の鎌倉体育館付近、八雲神社、天園ハイキングコース、大船駅、鎌倉芸術館付近、上耕地、宮之前、六国見山森林公園、大船高野配水池、山崎跨線橋、笛田公園、鎌倉山低区配水池、石原谷戸付近、玉縄すこやかセンター、大船観音、
景観重要建築物等 ※3	鎌倉文学館、伊藤邸(旧望洋楼)、篠田邸(旧村田邸)、寸松堂、日本基督教教団鎌倉教会会堂、日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園、かいひん荘鎌倉、石川邸(旧里見惇邸)、川合邸、鎌倉聖ミカエル教会聖堂、鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)、白日堂、小池邸、石島邸、旧安保小児科医院、高野邸、村上邸、旅館対遷閣、笹野邸、のり真安齋商店、三河屋本店、東勝寺橋、榎亭・山椒洞、湯浅物産館、去来庵、ホテルニューカマクラ

2) 文化財指定

①史跡・名勝

区分	指定	名称・指定年月日
史跡	国	法華堂跡(源頼朝墓)(S2.4.8・S2.6.14)(地域追加・名称変更 H12.1.31)、日野俊基墓(S2.4.8)、冷泉為相墓(S2.4.8)、忍性墓(S2.4.8)、伝上杉憲方墓(S2.4.8)、稲村ヶ崎(S9.3.13)、若宮大路(S10.6.7)(追加指定 H18.1.26)、浄智寺境内(S41.2.28)、寿福寺境内(S41.3.22)、永福寺跡(S41.6.14)、建長寺境内(S41.9.12)、浄妙寺境内(S41.11.2)、鶴岡八幡宮境内(S42.4.24)(追加指定 H17.8.29)、円覚寺境内(S42.4.24)、覚園寺境内(S42.6.22)、和賀江嶋(S43.10.14)(追加指定 H18.1.26)、朝夷奈切通(S44.6.5)(追加指定 H15.8.27)、亀ヶ谷坂(S44.6.5)、巨福呂坂(S44.11.29)、仮粧坂(S44.11.29)、瑞泉寺境内(S46.11.8)、大仏切通(S52.8.10)、北条氏常盤亭跡(S53.12.19)、名越切通(S41.4.11)(追加指定 S56.10.13・S58.11.26)、明月院境内(S59.2.9)、東勝寺跡(H10.7.31)、鎌倉大仏殿跡(H16.2.27)、荏柄天神社境内(H17.7.14)
	県	段葛(S30.8.30)、百八やぐら(覚園寺)(S36.7.4)
	鎌倉市	十一人塚(S36.11.15)、内藤家墓地(S37.9.11)、瓜ヶ谷やぐら群(S46.9.11)、多宝寺址やぐら群(S46.9.11)、洗馬谷横穴群(S46.9.11)、千葉ヶ谷横穴群(S49.4.10)、大伴神主家墓所(H7.10.13)、番場ヶ谷やぐら群(H7.10.13)、相馬師常墓やぐら(H8.10.18)
名勝	国	建長寺庭園(S7.7.23)、円覚寺庭園(S7.7.23)、瑞泉寺庭園(S46.11.8)

※1 「かまくら景観百選」は、平成10年に実施した「かまくら景観百選事業」により、86件が選ばれています。

※2 平成14年度に実施した鎌倉市眺望景観誘導指針調査の視点場をもとに、市内の景観ポイント・眺望地点として優れているものを示しています

※3 景観重要建築物等は、鎌倉市都市景観条例第22条で指定する、都市景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等です。

②天然記念物

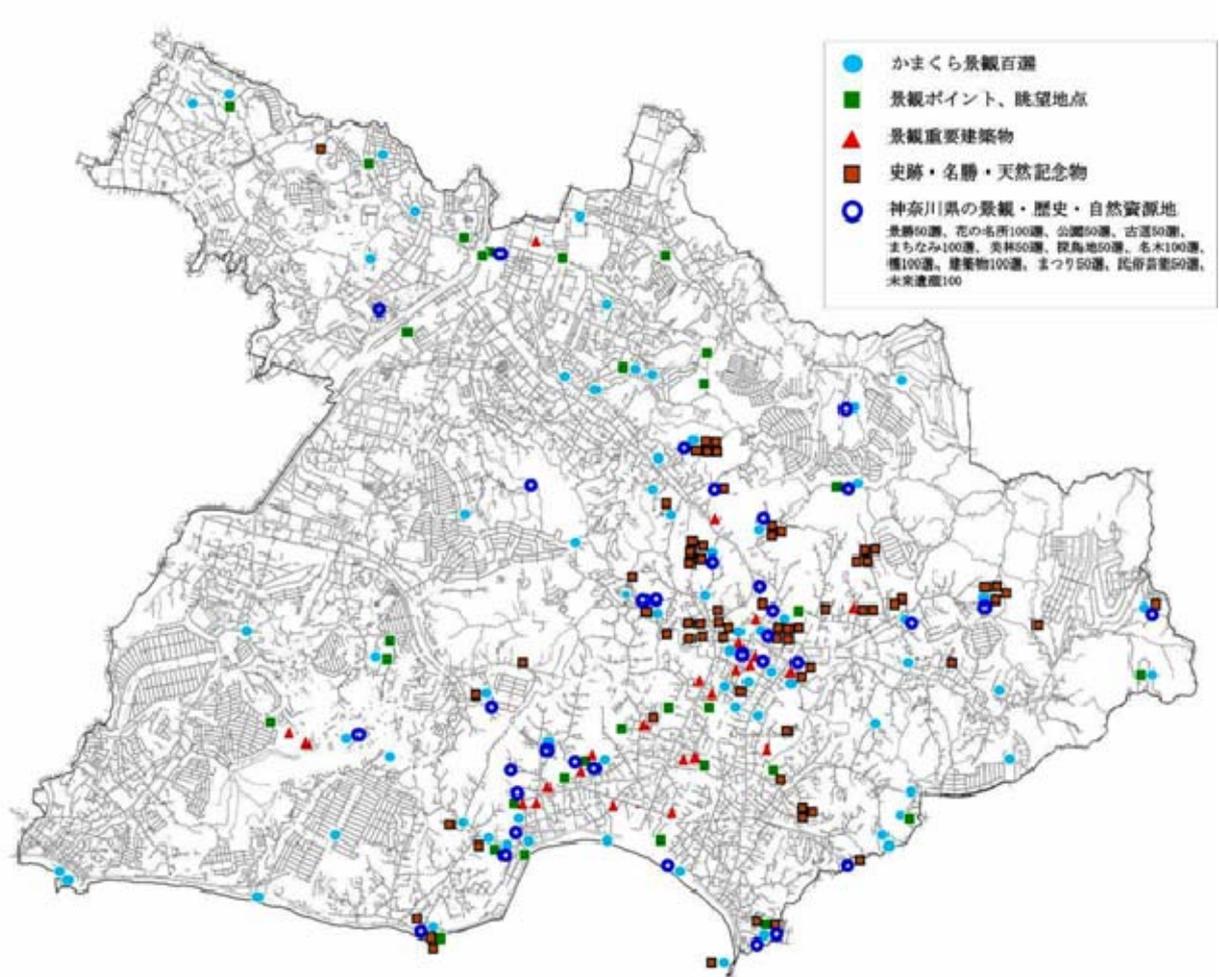
区分	指定	所有者	名称・指定年月日
天然 記念 物	県	鶴岡八幡宮	大イチョウ (S30. 8. 30)
	鎌倉市	鶴岡八幡宮	ビャクシン (S38. 7. 17)、マキ (S48. 4. 11)、ケヤキ (S48. 4. 11)、シロシダレ (S52. 6. 11)
		荏柄天神社	イチョウ (S38. 7. 17)
		覚園寺	マキ (S38. 7. 17)、ナツグミ (S47. 12. 12)、ツバキ (S47. 12. 12)
		瑞泉寺	オウバイ (S38. 7. 17)、フユザクラ (S48. 4. 11)
		光則寺	カイドウ (S38. 7. 17)
		寿福寺	ビャクシン (S38. 7. 17)
		英勝寺	ワビスケ (S38. 7. 17)、トウカエデ (S38. 7. 17)
		浄智寺	コウヤマキ (S38. 7. 17)、タチヒガン (S47. 12. 12)、ビャクシン (S48. 4. 11)
		鎌倉宮	オガタマノキ (47. 12. 12)
		安国論寺	カイドウ (S47. 12. 12)、ヤマザクラ (市原虎の尾) (S51. 4. 13)、サザンカ (S52. 6. 11)
		浄光明寺	マキ (S47. 12. 12)、ビャクシン (H9. 10. 13)
		大慶寺	ビャクシン (S47. 12. 12)
		安養院	マキ (S48. 4. 11)
		御霊神社	タブノキ (S48. 4. 11)
		光明寺	クロガネモチ (S48. 4. 11)
		円覚寺	ウスキモクセイ (S48. 4. 11)、ビャクシン (S38. 7. 17)、ビャクシン (S49. 4. 10)
成福寺	ビャクシン (S49. 4. 10)		
妙本寺	イチョウ (S49. 4. 10)		
建長寺	ビャクシン (イブキ) (H10. 11. 9)		

3) その他緑の資源

名 称	対 象 地
神奈川の景勝 50 選	稲村ヶ崎、鎌倉十王岩の展望、光明寺裏山の展望
かながわの花の名所 100 選	フラワーセンター大船植物園、明月院、鎌倉山、鶴岡八幡宮、瑞泉寺、源氏山公園、光則寺、段葛、宝戒寺、散在ガ池森林公園、成就院、光明寺
かながわの公園 50 選	源氏山公園
かながわの古道 50 選	若宮大路、鎌倉の切り通し (七口)
かながわ未来遺産 100	鎌倉やぶさめ、稲村ヶ崎、建長寺、長谷の大仏、江ノ電、円覚寺、鶴岡八幡宮
かながわのまちなみ 100 選	小町通り、若宮大路、鎌倉山桜並木周辺、大船仲通り商店街、宅間ガ谷
かながわの名木 100 選	円覚寺のイヌマキ、建長寺のビャクシン、浄智寺のタチヒガン、鶴岡八幡宮の大イチョウ、光則寺のカイドウ、坂の下の御霊神社のタブノキ
かながわの美林 50 選	鶴岡八幡宮の森
かながわの探鳥地 50 選	源氏山公園、山崎
かながわの橋 100 選	夷堂橋、歌の橋
かながわの博物館 50 選	県立近代美術館、県立フラワーセンター大船植物園、鎌倉国宝館、鎌倉文学館
かながわまつり 50 選	鎌倉花火大会、鎌倉まつり、雪洞祭、光明寺お十夜
かながわの建築物 100 選	杉本寺観音堂、旧一条恵観山荘、鎌倉文学館、長谷子ども会館、県立近代美術館、鎌倉市吉屋信子記念館、聖母訪問会モンタナ修道院聖堂
かながわの民俗芸能 50 選	流鏝馬、坂の下の面掛行列御霊神社

出典：その他緑の資源は (かながわ 50 選・100 選シリーズ) から引用

■図資.3 緑の資源の位置図（平成 17 年現在のおおむねの位置を示したものです）



■鎌倉市では、都市公園等や周囲の緑と結びついた史跡等の歴史文化遺産・景観資源となる場所などが、緑豊かな都市環境の形成に重要な役割を果たしていることから、これらを緑の資源として捉え、緑の基本計画の策定上の資料として活用しています。

○かまくら景観百選

・平成 10 年に実施した「かまくら景観百選事業」により、選ばれている 86 件を示しています。

○景観ポイント・眺望地点

・景観ポイント・眺望地点として優れているものを示しています。

○景観重要建築物

・鎌倉市都市景観条例に基づき、都市景観の形成に重要な役割を果たしている建築物として指定されているものを示しています。

○史跡・名勝・天然記念物

・文化財として指定されている史跡・名勝・天然記念物の位置を示しています。

○神奈川県景観・歴史・自然資源地

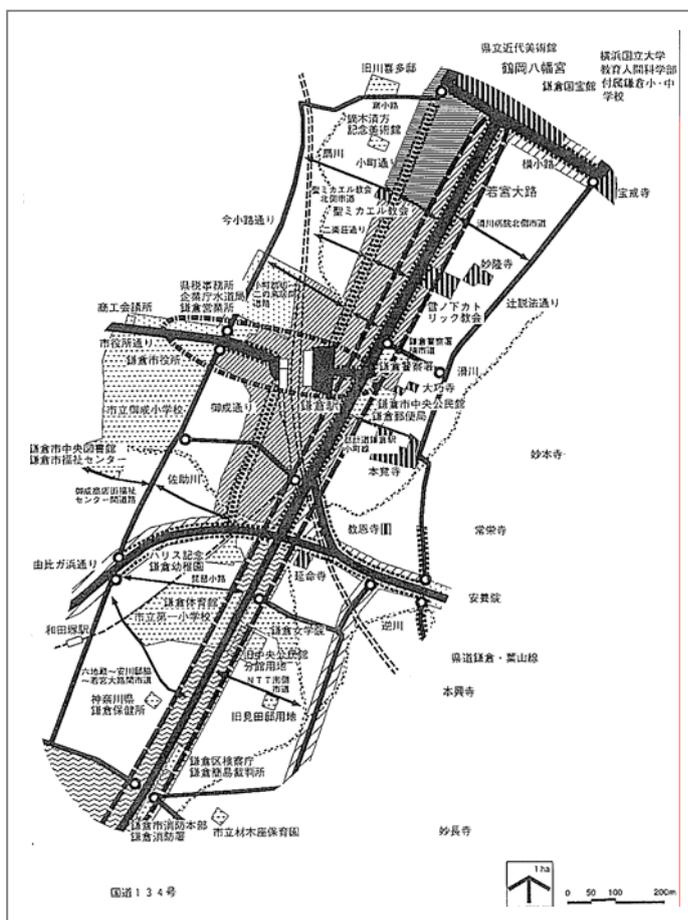
・かながわ 50 選・100 選シリーズに選ばれているものを示しています。

(5) 緑化推進重点地区に関する資料

- この緑の基本計画で設定する緑化推進重点地区では、「古都中心市街地まちづくり構想」「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」「大船駅周辺地区都市づくり基本計画(案)」に示されているまちづくり計画等に沿って緑化施策を推進する方針であり、緑の基本計画とこれらの計画は関連しているものです。
(同地区の緑化の方針等についての説明は124～126頁です)

1) 古都中心市街地まちづくり構想(抜粋)

■図資.4 古都中心市街地まちづくり構想(抜粋)



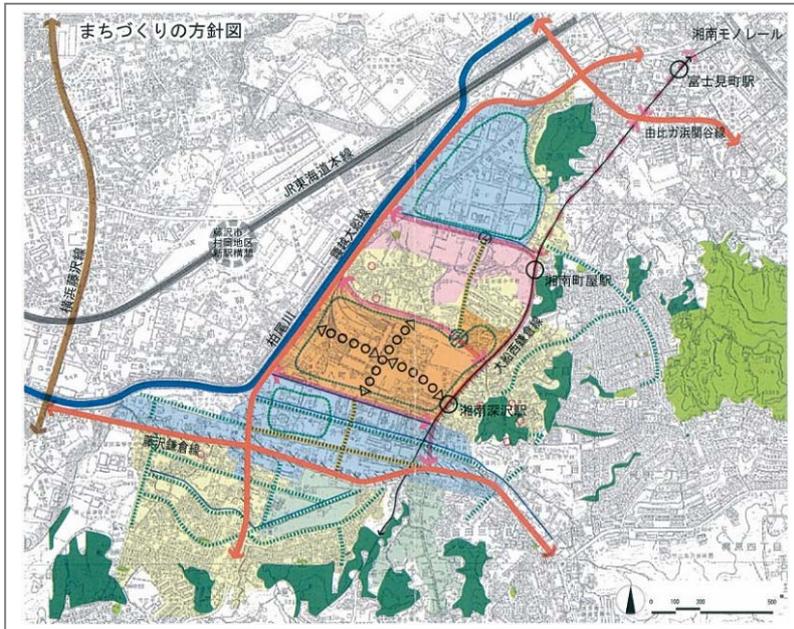
古都中心市街地まちづくり構想の目標とする将来像
※「古都中心市街地まちづくり構想」からの抜粋

古都中心市街地まちづくり構想 にあげられているプロジェクト

- 1 鎌倉駅東口周辺のまちづくり
 - ・ 駅構内の整備
 - ・ 東口駅前広場と周辺の総合整備
 - ・ 風格ある景観づくり
- 2 鎌倉駅西口周辺のまちづくり
 - ・ 西口周辺の整備
 - ・ 御成商店街の活性化と景観の創出
- 3 若宮大路北部周辺のまちづくり
 - ・ 若宮大路北部の活性化と景観の創出
 - ・ 小町商店街の活性化と景観の創出
- 4 若宮大路南部周辺のまちづくり
 - ・ 大規模用地の活用
 - ・ 若宮大路南部の景観の創出
 - ・ 由比ガ浜商店街の活性化と景観の創出
- 5 公共・文化ゾーンのまちづくり
 - ・ 市役所用地及びその周辺の活用・整備
 - ・ 御成小学校及びその周辺の活用・整備
 - ・ 中央図書館・福祉センター周辺整備
- 6 周辺市街地のまちづくり
 - ・ 良好な住環境の保全と仕組みづくり
 - ・ 緑を大切にしたいゆとりある景観づくり
 - ・ 安全で歩きやすいまちづくり
 - ・ 来訪者と共存する生活環境づくり
- 7 来訪者との共存
 - ・ 観光ゴミ対策の充実
 - ・ トイレの充実
 - ・ 観光資源の保全・活用と観光ルート等の整備
- 8 交通環境の整備
 - ・ 地区道路の整備
 - ・ 歩車共存の横軸道路づくり
 - ・ 公共交通の利便性の向上
 - ・ 地区特性を踏まえた交通計画の推進
 - ・ 駐車場・駐輪場の整備

2) 深沢地域の新しいまちづくり基本計画（抜粋）

■図資.5 深沢地域の新しいまちづくり基本計画（抜粋）



既存の緑の保全活用

市街地の東南縁辺部に連なる斜面緑地等は市街地構造の形成を図る支軸となる緑として保全するとともに、市街地内に残る貴重な緑は周辺環境との調和に留意しながら保全・活用を図っていきます。

- 天神山から等覚寺山を連ねる「緑」の積極的保全
- 等覚寺山、天神山、(仮称)手広地区の緑地保全地区の指定に向けた検討
- 上町屋、手広の生産緑地の保全と生産性の向上
- 景光院、天満宮の寺社の緑の緑地としての活用

新しい緑の創造

- 公園等の整備
- 緑化整備
- 「面整備ゾーン」の緑空間の整備
- 幹線道路・補助幹線道路・補助幹線道路（長期検討路線）の緑化整備
- 緑のネットワーク整備

河川・水路の親水化整備

- 市街地内の堀川及び水路の保全・活用による緑と水を活かした親水空間の整備



良好な都市環境の創造

「鎌倉市環境基本計画」を踏まえ、良好な都市環境を創造します。

- 環境負荷の少ない交通手段の利用促進と交通の流れの改善
- 歴史的遺産を取り巻く自然環境の保全
- 緑地や水辺空間の保全・創出
- 水質改善の推進
- 太陽光発電等の利用促進

深沢地域らしい景観形成

「鎌倉市都市景観形成基本計画」を踏まえ、深沢地域らしい景観を形成します。

- 地域内の自然環境や歴史資源等を活かし、地区ごとのルールづくりなどによる景観づくり
- 都市拠点の魅力を向上させる景観づくり（面整備ゾーンの都市景観、道路景観、柏尾川沿いの景観）

■深沢地域の新しいまちづくり基本計画（策定経過）

- 平成 8 年 1 月に「深沢地域の新しいまちづくりの基本計画（素案）」を策定しました。
- その後用地の一部の取得や、鎌倉総合車両センターの工場機能廃止の動きなど、深沢地域をとりまく社会環境が大きく変化しました。
- 平成 15 年 10 月に市民参加による「深沢まちづくり協議会を設置し、「基本計画(案)」の再検証を行いました。
- 平成 16 年 9 月に「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」を策定しました。

■まちづくりの基本理念と目標

○基本理念

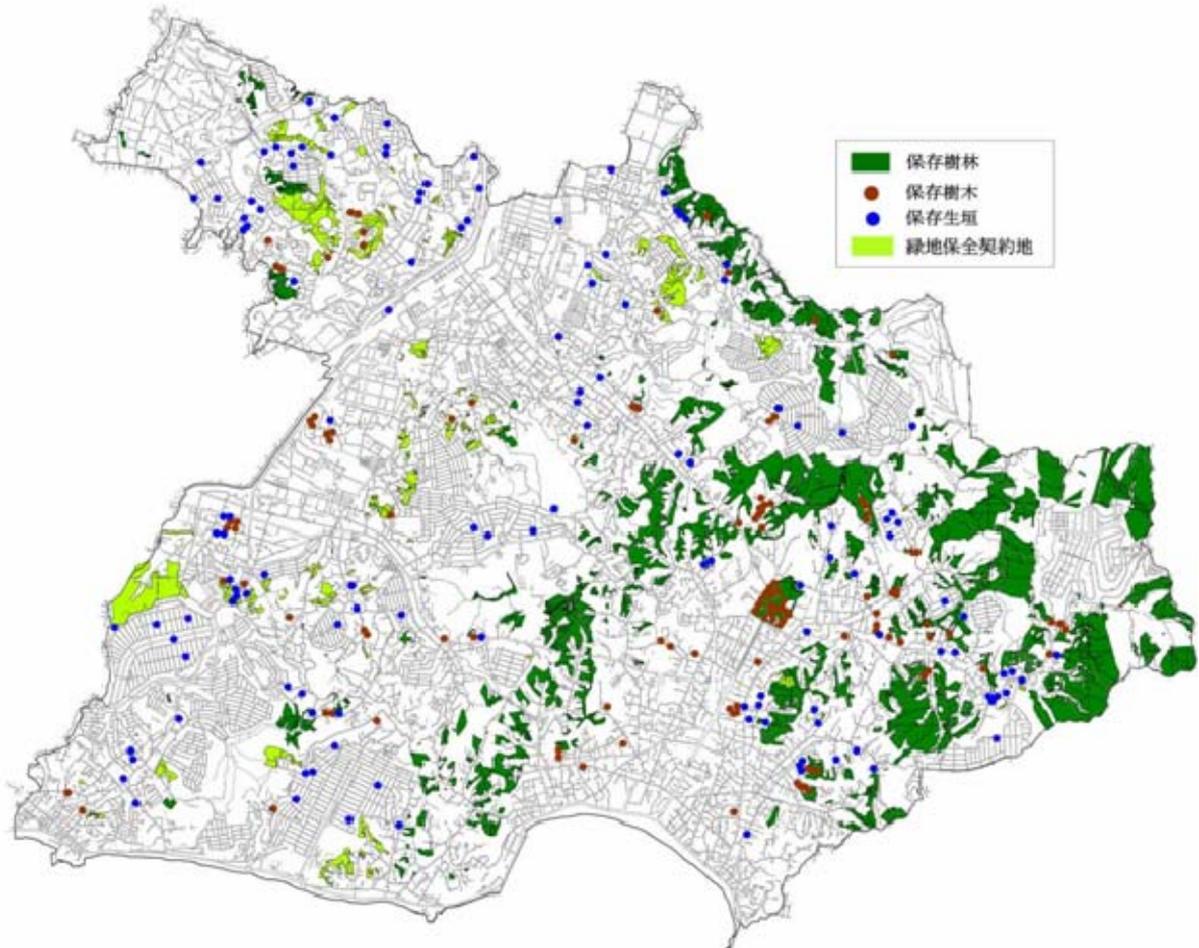
住宅・商業・工業が共存し、健康な暮らし、ゆとりある心、人間らしいふれあい、地域の活力を生み出す『健やかで活力ある都心』、緑と水に囲まれた『輝く杜の都心』の創造をめざします。

○目標

- 深沢地域の歴史と文化のもと、未来へ向けて発信する新しい拠点づくり
- 住まいと暮らしを計画の中心にすえ、助け合い、支えあえる暮らしの仕組みを築く
- 災害や犯罪に強い、安全で安心な都市をめざすとともに緑と水辺空間を都市の骨格とした循環型のまちを創る
- 21 世紀にふさわしい都市型産業の発展と IT 化まちづくりをめざす
- まちをプロデュースする

(6) その他、緑地に関する資料

■図資.7 保存樹林等指定位置図（平成 17 年現在のおおむねの位置を示したものです）



■保存樹林指定や緑地保全契約締結等の鎌倉市独自の制度が、緑地保全の実効性を高めています。

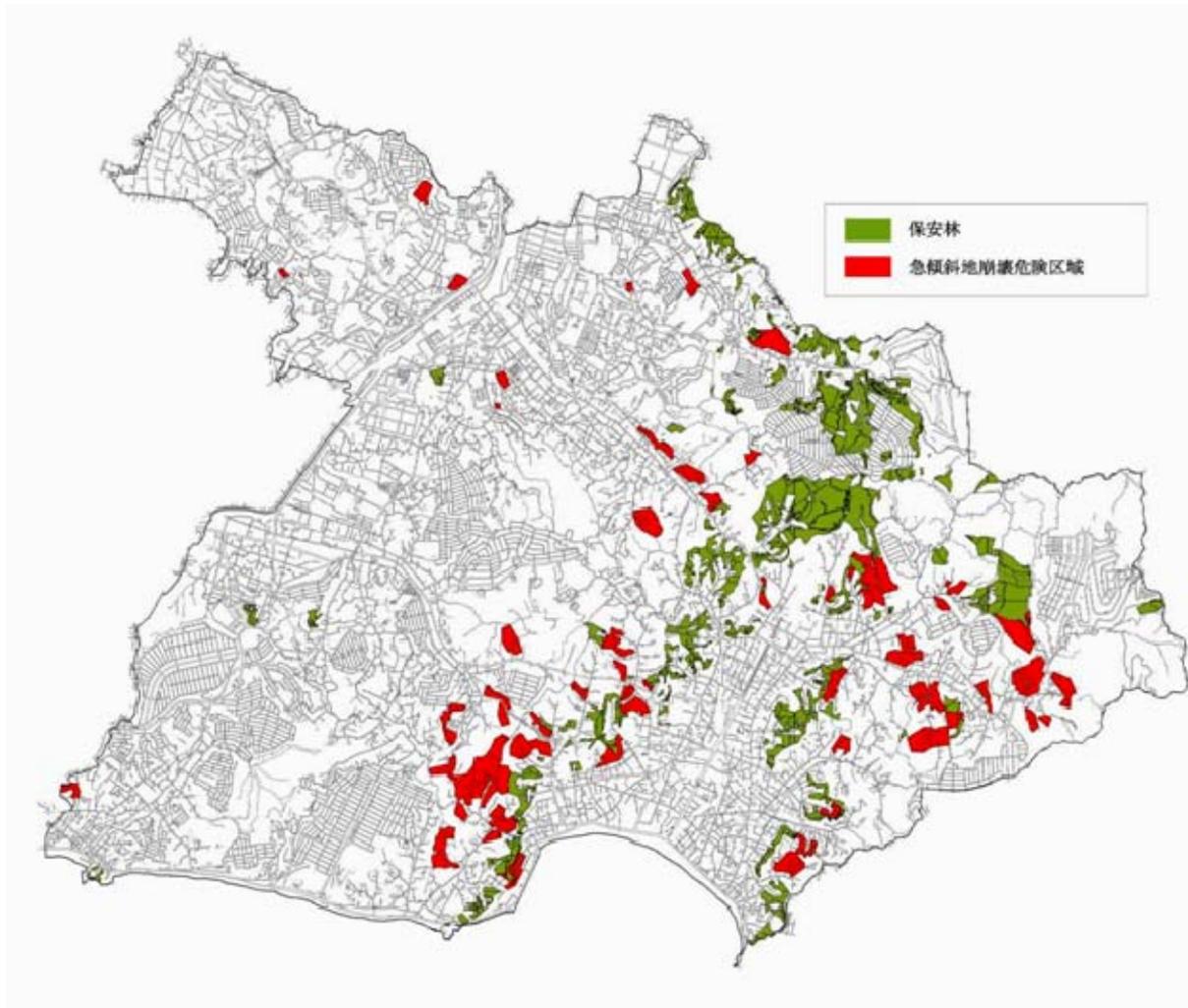
○保存樹林・樹木の指定

- ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく、保存樹林等の指定により、鎌倉市の風致の維持に機能する美観的に優れた樹林、樹木、生垣を保全するものです。
- ・この保存樹林などの指定を受けた所有者に対しては、その保全の支援のために、奨励金を交付するものです。
- ・保存樹林約 322.8ha、保存樹木 370 本、保存生垣 12,893 m²を指定しています。

○緑地保全契約の締結

- ・秩序ある市街地の形成や、良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街地及びその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく緑地保全契約を締結し、保全するものです。
- ・135 件、約 73.68ha を契約しています。

■図資.8 保安林及び急傾斜地崩壊危険区域指定位置図（平成17年現在のおおむねの位置を示したものです）



■保安林の指定は、鎌倉市の緑地保全に寄与しています。また、緑地保全の充実のためには、鎌倉市内で急傾斜地崩壊危険区域が指定されている状況を踏まえることも大切です。

○保安林の指定

- ・森林法に基づく保安林の指定により、都市の自然的環境の基盤をなし、土砂の流出防止や風致の保持等に重要な役割を果たしている丘陵の樹林地を保全するものです。
- ・土砂流出防備、土砂崩壊防備、潮害防備、保健、風致保安林の約170haが指定されています。

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、がけの崩壊により相当数の居住者等に危害が生じる恐れのある場所及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長または誘発される恐れがないようにするために、有害行為を制限する必要がある土地を県知事が指定するものです。
- ・80箇所が指定されています。

2. 緑の基本計画の策定に関する資料

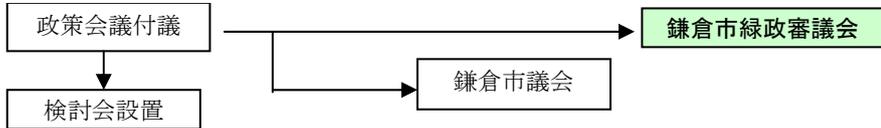
(1) 鎌倉市緑の基本計画改訂の経過

■鎌倉市緑の基本計画改訂の経過

年	月	日	項目・内容等	備考
平成 16	6	18	(都市緑地法改正)	・新たな制度が創設されるとともに、緑の基本計画の内容が充実
	10	18	政策会議に付議	・見直しのポイントとスケジュール
	11	5	第 30 回鎌倉市緑政審議会に報告	(同上)
	12	8	鎌倉市議会 12 月定例会に報告	(同上)
	12	22	緑の基本計画改訂検討会設置	
平成 17	2	1	緑の基本計画見直しについて広報に掲載して市民からの意見を募集	・広報・ホームページ・印刷物
	1~3		見直しの基本方針等を検討	・緑の基本計画改訂検討会
	3	23	緑行政に対する市民意見等を整理	
	3	28	第 31 回鎌倉市緑政審議会に報告	・見直しの基本方針
	3	31	緑の基本計画見直しの基本方針決定	
	4	22	緑の基本計画見直しの基本方針と、緑行政に対する市民意見等を公表	・ホームページ・印刷物
	4~6		緑の基本計画の成果・実績等を検討	・緑の基本計画改訂検討会
	7	8	第 32 回鎌倉市緑政審議会に報告	・見直し・改訂の概要(その 1) 案
	7	25	緑の基本計画見直し・改訂の概要(その 1)を確定	・緑の基本計画の成果・実績等 ・ホームページ・印刷物で公表
	7~11		計画実現のための施策展開等を検討	・緑の基本計画改訂検討会
	11	9	鎌倉市土地利用協議会に付議	・見直しに伴う新たな施策展開
	11	22	第 33 回鎌倉市緑政審議会に報告	・見直し・改訂の概要(その 2) 案
	12	2	緑の基本計画見直し・改訂の概要(その 2)を確定	・緑の基本計画の施策展開 ・ホームページ・印刷物で公表
	12	14	鎌倉市議会 12 月定例会に報告	・緑の基本計画見直しの状況
	12~1		緑の基本計画(素案)を検討	・緑の基本計画改訂検討会
平成 18	1	17	緑の基本計画素案を政策会議に付議	
	1	23	緑の基本計画素案を確定	
	1	24	第 34 回鎌倉市緑政審議会に報告	・緑の基本計画素案
	1	26	鎌倉市都市計画審議会に報告	・緑の基本計画素案
	1	30	神奈川県知事に都市緑地法に基づく協議	・都市緑地法第 4 条第 6 項の協議
	1	31	鎌倉市環境審議会に報告	・緑の基本計画素案
	1~3		緑の基本計画(案)を検討	・緑の基本計画改訂検討会
	2	15	鎌倉市議会 2 月定例会に報告	・緑の基本計画素案
	2	中旬	素案の市民説明会開催(17 日~20 日・5 回)	・3 月 3 日まで意見募集
	3	2	鎌倉市議会 2 月定例会に報告	・計画確定に向けたスケジュール
	3	3	鎌倉市都市景観デザイン委員会に提示	・緑の基本計画素案
	3	15	神奈川県知事が都市緑地法に基づく回答	・都市緑地法第 4 条第 6 項の協議
	3	27	緑の基本計画案を確定	
	3	30	鎌倉市緑政審議会に案について諮問	・第 35 回鎌倉市緑政審議会
	4	3	案の縦覧と意見募集(17 日まで)	・市広報(4 月 1 日号)、ホームページ
	5	9	市民からの意見書に対する対応方針決定	
	5	19	鎌倉市緑政審議会から案について答申	・第 36 回鎌倉市緑政審議会
	7	11	政策調整会議に付議	・緑の基本計画確定案
	7	14	政策会議に付議	・緑の基本計画確定案
	7	18	第 37 回鎌倉市緑政審議会に報告	・緑の基本計画確定案
	7	24	緑の基本計画を確定し、公表するとともに神奈川県知事に通知	・都市緑地法第 4 条第 7 項の公表と通知

■鎌倉市緑の基本計画改訂のフロー

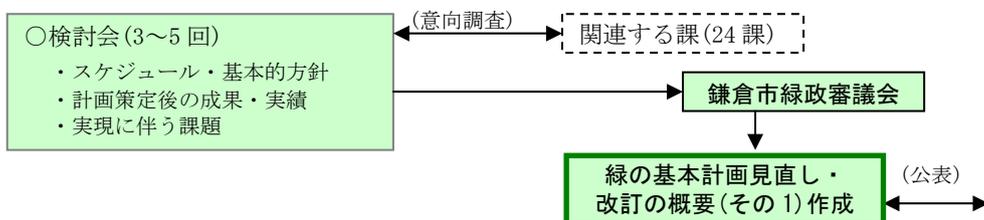
●見直しのポイントとスケジュールの概要



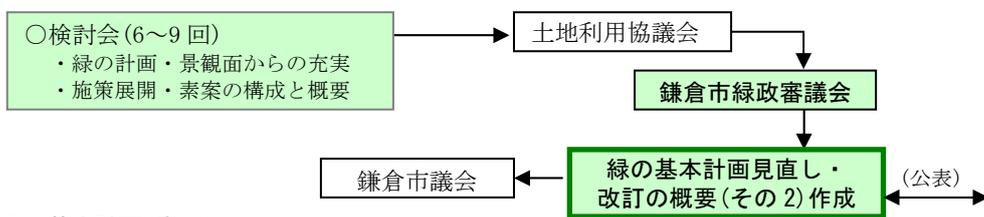
●緑の基本計画見直しの基本方針



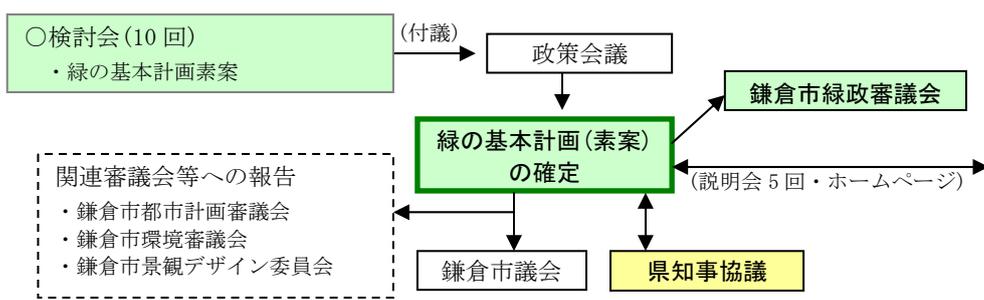
●緑の基本計画の成果・実績等



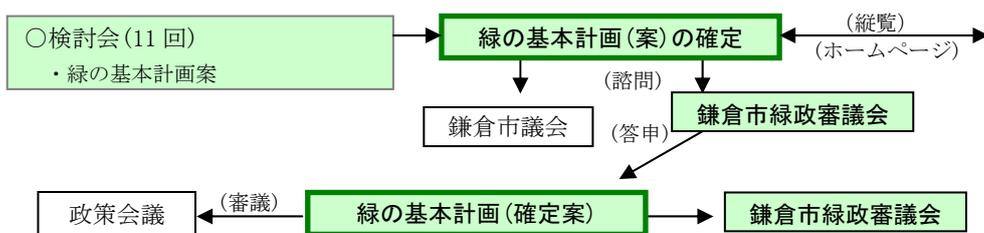
●緑の基本計画の施策展開



●緑の基本計画(素案)



●緑の基本計画(案)



●緑の基本計画の確定



市
民

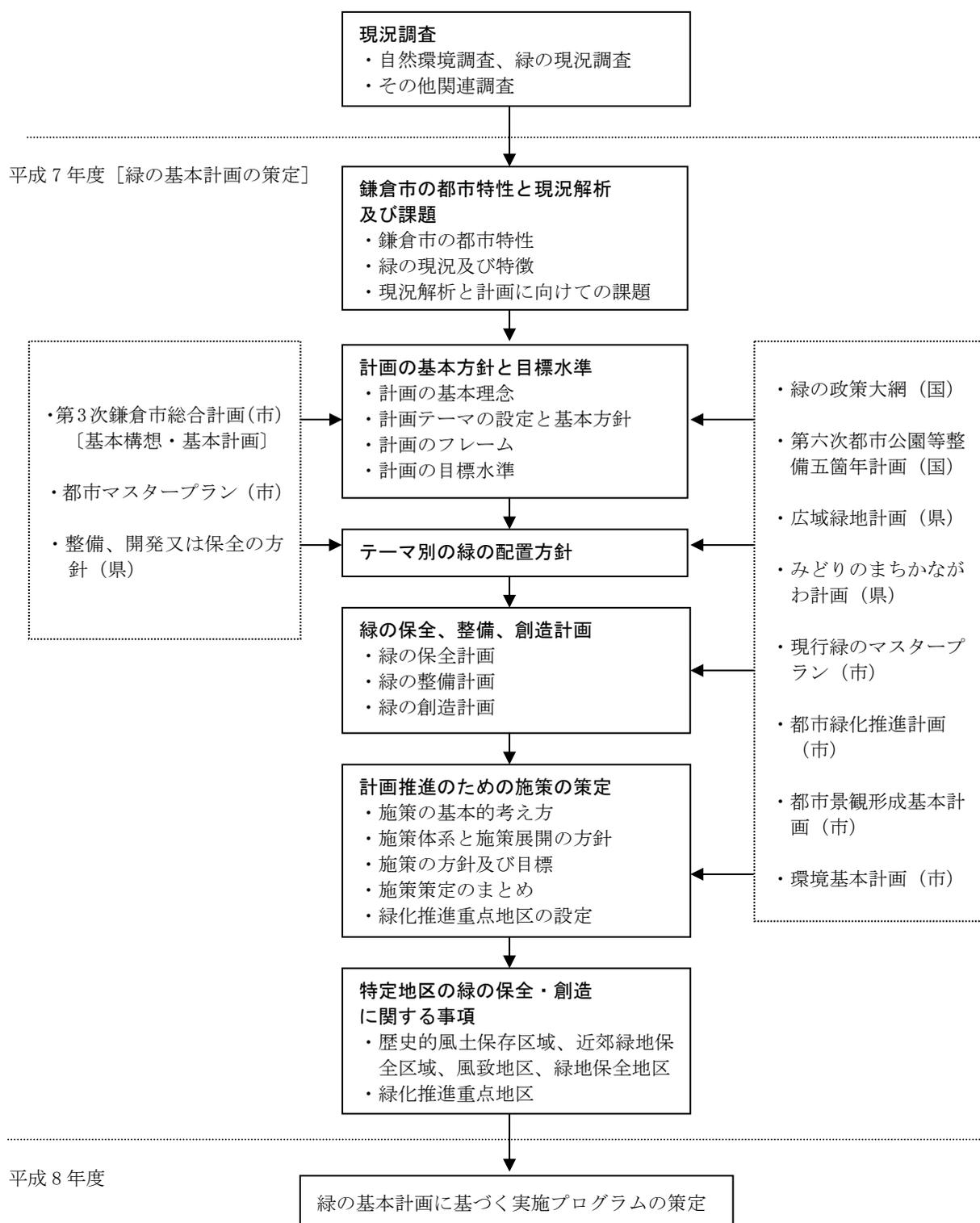
(2) 鎌倉市緑の基本計画の経過概要

■鎌倉市緑の基本計画策定（平成8年4月）一部改訂（平成13年6月）の経過

年	月	日	項目・内容等	備考
平成6	6	24	(都市緑地保全法改正)	都市緑地保全法に「緑の基本計画」創設
平成7	5	12	緑の基本計画策定委員会設置	第1回委員会開催 ※H.8.3.18まで8回開催
平成8	2	5	鎌倉市緑化審議会へ諮問	緑の基本計画素案について
	2	6	市民への素案公開及び意見書提出	2.20まで
	2	27	鎌倉市緑化審議会から答申	緑の基本計画素案について
	3	6	緑の基本計画案確定	
	3	29	緑の基本計画確定	
	4	1	緑の基本計画公告	
			神奈川県知事への通知	緑の基本計画策定についての通知
平成12	5	26	第14回鎌倉市緑政審議会に緑の基本計画見直し作業について報告	
			鎌倉市緑政審議会会長職務代理者である越澤委員から専門的な助言を受けながら見直し作業を進めた。	
	7	31	第15回鎌倉市緑政審議会で見直しの基本方針を審議	
<p>【基本方針】－抜粋－</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定（平成8年4月）後の施策の展開状況の確認と、それに伴う計画内容の変更及び次の5年に向けての課題を整理する。 2 全面的改定は行わず、平成8年度以降の施策進展等により変化のあった部分を見直す一部改訂とする。 3 全面的改訂は平成17年度以降のしかるべき時期に行う。 4 改訂版計画書は、平成8年の計画書と同じスタイルで、別冊として作成する。 なお、その構成・内容は、素案を審議会に示し、議論をする。 				
平成13	1	19	第17回鎌倉市緑政審議会にて構成・内容について議論	
	3	28	第18回鎌倉市緑政審議会にて構成・内容について議論 緑の基本計画（案）を諮問	
	5	8	市民の意見を聴くために緑の基本計画（案）を公表 縦覧及び意見書の提出	5.22まで
	6	1	第19回鎌倉市緑政審議会にて審議 鎌倉市緑政審議会から答申	市民意見を踏まえて加筆
	6	8	緑の基本計画確定 緑の基本計画公告	見直し終了
	6	11	神奈川県知事への通知	計画改訂についての通知
	7	15	緑の基本計画見直し終了について市広報に掲載	

(3) 計画（平成8年4月）策定のフロー

■鎌倉市緑の基本計画策定（平成8年4月）の計画策定フロー



(4) 改訂（平成 18 年）の主な内容

- 計画の基本理念など、従前の「緑の基本計画」の基本的な方針を継承した計画としました。
- 鎌倉のめざすべき緑として、新たに「生物多様性の確保」の評価軸を加えて、緑の配置の方針を示しました。
- 新たな施策の取り組みなどを考慮して、改訂後の計画目標年次を 2025 年（平成 37 年）としました。
- 計画書は「緑の基本計画がめざす鎌倉市の緑」「緑の基本計画実現の施策展開」の 2 編により構成しました。

①見直しの基本方針（平成 17 年 3 月 31 日決定）

■成果、実績等の整理、解析

- 計画策定後の施策展開と成果、実績を客観的データにより、中間目標年次での目標達成状況を明らかにします。
- 中間目標年次としての目標を達成していないものについて、理由等の解析を行います。
- 施策展開に伴う課題を整理します。

■目標年次（平成 27 年）^{※1}での計画実現に必要な施策展開の検討

- 計画の基本的方針を継承する中で、目標とする緑（保全すべき緑、整備すべき緑、創造すべき緑、緑の啓発）の確認、及び関係する行政計画との調整を行い、必要な修正を行います。
- 市民からの意見を計画実現に向けた施策の検討に反映します。
- 景観面からの充実を検討し、景観に関する施策と整合した施策展開を検討します。
- 目標年次での基本計画実現に、最も有効な施策展開の方向性を検討します。
- 次回（平成 22 年）の見直し・改訂の考え方を検討します。

■改訂版緑の基本計画書

- 改訂版計画書は、平成 8 年策定後の施策展開と、計画実現に向けた今後 10 年間の施策展開の方向性に重点を置いた計画書としてまとめます。

②改訂の主な内容

■緑の基本計画の基本的な方針の継承

- 見直しの基本方針に従い、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」という計画の基本理念をはじめ、従前の計画の基本的考え方を継承しました。
- 本市の都市特性、緑の特徴、既存の緑の資源を踏まえて、緑の基本計画の「緑の保全・整備・創造計画」の基礎となる「緑の配置方針」を基本的に継承しました。

■緑の配置の方針

- 従前の計画で評価した緑については、策定後の施策展開や関連する計画の改正などを基にして必要な修正を加えた上で、再構成しました。
- これまでの評価軸に新たに「生き物を育む緑」として「生物多様性の確保」を加えて、保全すべき緑地など鎌倉のめざすべき緑についての考え方を示しました。
- 鎌倉市の目標とする緑の配置の方針は、緑の評価を基にして、緑の基本計画策定後の施策展開、土地利用の動向等を踏まえて必要な修正を行いました。

■施策の方針

- 見直しの基本方針に従い、計画実現に伴う課題の解決に向けて施策展開の方向性を示しました。

■目標年次

- 次の理由により、目標年次を 2025 年（平成 37 年）としました。
 - ・緑地の保全の充実などの新たな施策展開に取り組み、成果を得るには相当の時間が必要です。
 - ・三大緑地は、その保全の道筋がつかいましたが、今後の用地取得、整備、全ての区域での供用開始までには 10 年以上の期間が必要です。

^{※1} 目標年次は、見直しの結果、2025 年（平成 37 年）に改めました。

- ・地域制緑地の指定には、何よりも地権者の理解と協力を得ていく必要があります。
- ・緑の基本計画でめざすべき鎌倉市の緑には、緑地確保・都市公園整備・市街地の緑化による緑の存在とともに、多くの市民と行政が連携して持続的に緑の環境を創造・保全していく姿も含まれます。

③施策展開の方向性

○計画実現に伴う課題とこれに対する考え方を整理して、施策展開の方向性を示しました。

課題の類型		施策展開の方向性
1	法制度改正に伴う対応	これまで活用してきた制度とともに、新たに創設された有効な制度は積極的に活用する。
2	景観施策との連携	これまで重ねてきた景観施策との連携をさらに発展させる。
3	緑地保全の充実	緑地の荒廃防止、景観への配慮、生物多様性の確保など、緑地の質を高める。
4	市街地の緑化	緑の資源を有効に活用し、緑のネットワークの形成を進めるため、まちづくり事業などと連携する。
5	施策推進の効率化	財政環境を踏まえた、実効性の高いきめ細かい施策展開を図る。
6	個別課題への取り組み	「現行の市民緑地の取り扱い」「緑地の寄付受け入れ」など個別の課題に対して、解決に向けた施策に取り組む。

○緑の基本計画の実現を力強く推進するため、計画の重要部分を構成する「緑地の確保」・「緑の質の充実」・「緑のネットワークの形成」を、今後の施策展開で重点的に取り組むリーディング・プロジェクトとして位置付けました。

④新たな施策展開

■継続する施策

- 従前の施策は、その有効性を確認し、基本的に継続して施策の内容の充実を図ることとしました。
- 継続する施策の内、「緑化推進重点地区の設定」では、既に設定している「深沢地域国鉄跡地周辺地区」はその区域を明確にし、まちづくり構想等の進捗を踏まえて「大船駅周辺地区」と「鎌倉駅周辺地区」を、新たに設定しました。

■廃止する施策

- 既に制度自体が廃止されているものを除き、改訂に伴い廃止する施策はありません。
- 従前の施策方針図にある「市民緑地」は、基本的に新たに設定する「保全配慮地区」の中で、市民の協力の基に市民緑地契約の締結や条例による保全措置等を図るべき地区としました。

■新たな施策

- 新たな施策として、計画策定後に実施に向けて取り組む施策（※(新規)と表示）と、実現性などを考慮して今後取り組みを検討していく施策（※(検討)と表示）を示しました。

【保全すべき緑地の確保に関する新たな施策】

- ・保全配慮地区の設定（新規）
- ・緑地の管理指針の作成（新規）
- ・緑地寄付の受入れ体制の整備（新規）
- ・緑地管理の広域的対応の充実（新規）
- ・緑地保全地域の指定（検討）
- ・管理協定の締結（検討）
- ・地区計画等緑地保全条例の制定（検討）

【都市公園等の整備に関する新たな施策】

- ・景観重要建造物等歴史的建造物と一体となった都市公園の整備（新規）
- ・公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理（新規）
- ・立体都市公園の整備（検討）
- ・借地公園の整備（検討）

【緑化の推進に関する新たな施策】

- ・緑化地域の指定（新規）
- ・緑化施設整備計画認定制度（新規）
- ・開発事業と連携した緑地防災（新規）
- ・建築物の壁面緑化・屋上緑化（新規）
- ・駐車場の接道緑化（新規）
- ・オープン・ガーデンの支援（新規）
- ・地域提案型の公共施設の緑化（検討）
- ・地区計画等緑化率条例の制定（検討）

【市民との連携の推進に関する施策】

- ・緑の情報提供の充実（新規）
- ・緑地愛護会（検討）

3. 主な条例・要綱等

(1) 主な条例^{※1}

① 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例

平成9年7月4日 条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、本市の緑の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑の保全及び創造に関する施策について必要な事項を定めることにより、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。
- (2) 緑 緑地及び街路樹、庭に植栽される樹木等その他これらに類する樹木等で良好な自然的環境の形成に寄与しているものをいう。
- (3) 土地所有者等 緑を所有し、管理し、又は占有している者をいう。

(基本理念)

- 第3条 緑の保全及び創造は、本市の歴史的、文化的環境を確保し、潤いと安らぎのある都市環境を形成し、健全な生態系を保持し、人と自然との豊かな触れ合いを確保し、及び災害に強く安全な都市をつくる上で、緑が極めて重要であることから、これを良好な状態で将来の世代に継承することを目的として行われなければならない。
- 2 緑の保全及び創造は、市、土地所有者等、市民及び事業者が緑の重要性を認識し、相互に協力することにより行われなければならない。
- (市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める緑の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、緑の保全及び創造についての施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、緑の状態、土地の所有及び土地利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等、市民及び事業者の責務)

第5条 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、緑の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する緑の保全及び創造についての施策に協力しなければならない。

(緑政審議会)

第6条 市長の附属機関として、鎌倉市緑政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、緑の保全及び創造についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、緑の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べるができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、市議会議員、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(緑の基本計画)

第7条 市長は、緑の保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び創造についての基本的な計画(以下「緑の基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 緑の基本計画は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の内容を満たすものでなければならない。
- 3 緑の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 緑の保全及び創造についての目標
 - (2) 緑の保全及び創造の施策についての事項
 - (3) 緑の配置の方針についての事項
 - (4) その他緑の保全及び創造の施策の推進のため必要な事項
- 4 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、土地所有者等、市民及び事業者の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

^{※1} 条例・要綱等は、「別表」「様式」などの記載を一部省略しています。

(施策実施のための措置)

第 8 条 市長は、緑の基本計画に基づき、緑の保全及び創造についての施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(推進地区の指定)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する緑地を緑地保全推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

- (1) 歴史的、文化的環境を確保するために保全することが必要な緑地
 - (2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な緑地
 - (3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な緑地
 - (4) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な緑地
 - (5) 災害に強く安全な都市をつくるために保全することが必要な緑地
- 2 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする地区内の土地の所有者の意見を聴くよう努めるとともに、審議会に諮問しなければならない。

(推進地区の案の縦覧等)

第 10 条 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、あらかじめ指定の趣旨及び内容を公告し、その案を当該公告の日から 14 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

(推進地区の指定の告示等)

第 11 条 市長は、推進地区の指定をしたときは、これを告示しなければならない。

2 市長は、推進地区の指定をしたときは、当該推進地区内に標識を設置するものとする。

(推進地区の指定の変更等)

第 12 条 第 9 条第 2 項、第 10 条及び前条第 1 項の規定は、推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

(推進地区内の行為の協議)

第 13 条 推進地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、災害のための必要な応急措置及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て

(5) 前各号に掲げるもののほか、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

(助言及び指導)

第 14 条 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為をしようとする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(保存樹木等の指定等)

第 15 条 市長は、樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 市長は、保存樹木等の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする樹木又はその集団の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)の承諾を得なければならない。

3 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、その所有者等にその旨を通知するとともに、当該指定を表示する標識を設置するものとする。

4 保存樹木等の指定期間は、3 年とする。ただし、市長は、必要に応じ、指定期間の更新を行うことができる。

(保存樹木等の保存義務)

第 16 条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、保存樹木等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹木等に係る届出)

第 17 条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹木等の指定の解除)

第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 前条第 1 項の規定による届出があった場合でやむを得ないと認めるとき。
- (2) 前条第 2 項の規定による届出があったとき。
- (3) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

2 市長は、保存樹木等の指定を解除したときは、その所有者等にその旨を通知しなければならない。

(緑化の推進)

第 19 条 市長は、緑化の目標についての基準(以下「緑化基準」という。)を定め、これに基づき、その設置し、又は管理する道路、公園、

学校、庁舎等の公共施設の緑化を推進するものとする。

- 2 市民は、緑化基準に基づき敷地の緑化に努めるとともに、地域における緑化の推進活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、緑化基準に基づき、その設置し、又は管理する工場、事業所等の緑化に努めなければならない。

(支援及び助成)

第20条 市長は、推進地区内の樹木等及び保存樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、それらの所有者等に対し、必要な支援をし、又は予算の範囲内で助成することができる。

- 2 市長は、緑化の推進を図るため必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な支援をし、又は予算の範囲内で助成することができる。

(買取りの申出)

第21条 推進地区内の土地の所有者で規則で定めるものは、当該土地の市による買取りを希望するときは、市長に対し、その旨を申し出ることができる。

(緑地保全基金等による買入れ等の手続)

第22条 市長は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和61年3月条例第21号)第1条の鎌倉市緑地保全基金等をもって緊急かつ必要な緑地の買入れ等を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第13条の規定による協議をしない者
 - (2) 第14条の指導に従わない者
 - (3) 第17条第1項の規定による届出をしない者又は当該届出の際虚偽の届出をした者
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例の廃止)

- 2 鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例(昭和47年10月条例第22号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成8年4月1日に策定された鎌倉市緑の基

本計画は、第7条第1項の規定により定められた緑の基本計画とみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により指定されている保存樹木等に関する取扱いについては、その指定期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

付 則(平成17年2月16日条例10)

この条例は、公布の日から施行する。

② 鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例

昭和61年3月29日 条例第21号

(趣旨・設置)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、本市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、鎌倉市緑地保全基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法をもって保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じて、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める事業の推進に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(2) 要綱等

① 鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱

平成12年5月31日 告示42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち並みのみどりの推進を図るため、本市において接道部の緑化(以下「接道緑化」という。)をする者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 建物敷地のうち道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。)に接する部分をいう。
- (2) 生け垣 樹高のほぼ均一な樹木を列状に植え並べ、竹、丸太等を補助材料に用いたかきねをいう。
- (3) 高木 植栽時の樹高が3メートル以上の樹木をいう。
- (4) 中木 植栽時の樹高が1.5メートル以上3メートル未満の樹木をいう。
- (5) 低木 植栽時の樹高が1.5メートル未満の樹木をいう。
- (6) 建物敷地 住宅、店舗、事務所等の建物の存する土地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内において建物敷地を所有し、又は使用する者で、当該建物敷地の接道緑化をするものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 販売を目的として所有建物敷地の接道緑化をする者
- (2) 鎌倉市開発事業指導要綱(平茂る7年9月告示第102号)の規定により接道緑化をする者

(補助金の交付対象基準)

第4条 補助金の交付対象となる接道緑化の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に設置の必要があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 接道緑化の延長が3メートル以上であること。
- (2) 接道面から3メートル以内に植栽される樹木又は設置される生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせるときは、生け垣より建物敷地の内部に植栽される中木及び低木は、補助対象としない。
- (3) 生け垣は、植栽時の高さが0.5メートル以上であり、かつ、植栽本数は、0.9メートルにつき2本以上であること。

- (4) 樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、接道緑化に係る工事に要する樹木費、資材費及び手間賃を基礎に算出して、市長が別に定める標準経費(工事予定額が当該標準経費に満たない場合は、当該工事予定額とする。)の1/2の額(次に掲げる地区内において接道緑化の取り決めがある場合は2/3の額)とし、150,000円を限度とする。

- (1) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項及び第20号第1項に規定する緑地協定地区
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第1項の規定により地区計画が定められた地区
- (3) 鎌倉市まちづくり条例(平成7年条例第4号)第11条第1項に規定するまちづくり推進地区及び第28条第1項に規定する自主まちづくり計画策定地区
- (4) 鎌倉市都市景観条例(平成7年9月条例第10号)第8条第1項に規定する景観形成地区

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、接道緑化の工事に着手する前に、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付申請書(第1号様式)に見取図及び現況写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定・通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、まち並みのみどりの奨励事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(完了届)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、接道緑化の工事を完了したときは、まち並みのみどりの奨励事業工事完了届書(第3号様式)に完成写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により、接道緑化工事の完了の届出があったときは、当該緑化工事完了の確認を行い、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金受領者の遵守事項)

第 10 条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)は、次の各号に掲げる行為を遵守しなければならない。

- (1) 接道緑化工事を完了した日から5年間は、樹木を伐採しないこと。
- (2) 植栽した樹木の健全な育成に努めること。

(補助金の交付決定の取消し、返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請について不正行為があったとき。
- (2) 前条各号に規定する補助金受領者の遵守事項に違反したとき。

(準用)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和 41 年 2 月告示第 23 号)を準用する。

② 鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱

昭和 56 年 3 月 31 日告示第 127 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の街区公園並びに鎌倉市児童遊園等に関する規則(平成 8 年 3 月規則第 34 号)に規定する児童遊園、子どもの遊び場、子どもの広場及び青少年広場(以下「街区公園等」という。)の美化及び施設の保全等のための維持管理活動を地域住民と一体となつて行うためにその実施団体を育成し、もつて公共施設愛護思想の普及及び向上を図ることを目的とする。

(愛護会の設立)

第 2 条 前条の目的に賛同する町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体は、公園愛護活動(同条に規定する維持管理活動をいう。以下同じ。)を行う団体(以下「愛護会」という。)を設立することができる。

(設立届)

第 3 条 愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立届書(第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

2 愛護会の会長は、原則として公園愛護活動を実施する団体の代表者とする。

(対象街区公園等)

第 4 条 愛護会が対象とする街区公園等は、当該町内会又は自治会の区域内にある街区公園等で、市が管理しているものとする。

(活動内容)

第 5 条 愛護会が行う公園愛護活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設愛護思想の普及
- (2) 街区公園等の清掃 月 1 回以上
- (3) 街区公園等の除草 4 月から 10 月までの間に適宜
- (4) 破損遊具等の連絡
- (5) その他必要な活動

(変更の届出)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに公園愛護会変更届書(第 2 号様式)を市長に提出するものとする。

- (1) 愛護会の名称及び役員に変更があつたとき。
- (2) 実施団体に変更があつたとき。
- (3) 対象の街区公園等を変更しようとするとき。

(指導及び連絡)

第 7 条 市長は、必要に応じ、公園愛護活動の実施状況を調査し、その活動内容等に関し、指導及び助言をするものとする。

2 活動内容に係る連絡は、公園緑地課で行うものとする。

(報償金)

第 8 条 市長は、愛護会に対し別表に定める報償金を交付することができる。

(報償金の交付)

第 9 条 前条の報償金は、毎年度 9 月及び 3 月に分割交付する。

2 報償金の交付を受けようとする愛護会は、公園愛護活動報告書(第 3 号様式)により、その活動状況を報告するものとする。

3 市長は、前項の報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、報償金を交付するものとする。

(報償金交付の取消し及び変更)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、報償金交付を取り消し、又はその額を変更することができる。

- (1) 愛護会が、虚偽の報告をしたとき。
- (2) 街区公園等の廃止その他の理由により、報償の必要を認めなくなったとき。

(その他の事項)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 2 年 3 月 31 日告示 165)

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年 3 月 27 日告示 212)

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

4. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

(1) 緑政審議会規則

平成9年9月30 規則第11号

(主旨)

第1条 この規則は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）により設置された鎌倉市緑政審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会長は、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、学識経験を有する者のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(2) 主な審議項目等

○緑政審議会は、平成10年1月23日の第1回以来、平成18年5月19日までに36回開催され、諮問事項に対する審議のほか、「緑地保全基金による土地の買入れ」や「緑の基本計画の見直し方針」等多くの重要事項について議論しています。

■鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等

回	開催日	主な審議項目等
第1回	平成10年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の公開等の取り扱いについて ・ 審議事項及び審議方法について ・ 鎌倉市の緑に関する現状と課題について
第2回	平成10年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全推進地区の指定について（市長からの諮問事項） ・ 緑地の買入れ基準について（市長からの諮問事項）
第3回	平成10年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全推進地区の指定について ・ 緑地保全推進地区指定検討対象地所有者への意見聴取方法について ・ 緑地の買入れ基準、買入れ要望について ・ 広町、台峯について
第4回	平成10年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑政審議会部会中間報告について ・ 緑地保全推進地区指定検討対象地の作業状況について ・ 緑地の買入れ基準について ・ 平成11年度の緑地の買入れについて

回	開催日	主な審議項目等
第5回	平成11年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の買入れ基準について ・緑地保全推進地区指定検討対象地の作業進捗状況について ・緑政審議会部会中間報告について ・市町村森林整備計画について
第6回	平成11年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑政審議会部会中間報告について ・緑地[(仮称)植木貞宗寺緑地]の買入れの報告について
第7回	平成11年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑政実績について ・緑政審議会部会の中間報告について ・広町に係る保全方策について(市長からの諮問事項) ・緑地保全地区の指定検討について
第8回	平成11年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者の取り扱い、会議資料の公開について ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第9回	平成11年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第10回	平成11年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について ・平成12年度緑地の買入れについて
第11回	平成11年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第12回	平成12年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第13回	平成12年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第14回	平成12年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度緑政実績について ・広町の緑の保全に向けての保全方策について
第15回	平成12年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・広町の緑の保全に向けての保全方策について ・緑の基本計画の見直しの方針について
第16回	平成12年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度緑地の買入れについて
第17回	平成13年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第18回	平成13年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第19回	平成13年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・平成12年度緑政実績について ・鎌倉市自然環境調査について ・緑地保全統合補助事業について
第20回	平成13年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度緑地の買入について ・緑地保全地区の指定について ・鎌倉市自然環境調査について
第21回	平成14年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全地区の指定について ・緑政審議会委員について ・(仮)鎌倉市まちづくり基準条例大綱(案)について
第22回	平成14年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度緑政実績について ・歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて ・鎌倉市緑の基本計画見直しのその後の状況について ・鎌倉市自然環境調査について ・緑地保全地区の指定について ・(仮)鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例大綱(案)について

回	開催日	主な審議項目等
第23回	平成14年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度緑地の買入れについて 緑地保全地区の指定について 鎌倉市自然環境調査について 広町・台峯のその後の状況について 常盤山のその後の状況について 歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて 世界遺産登録について 鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例について
第24回	平成15年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全推進地区内行為の手続きについて 広町・台峯のその後の状況について 常盤山のその後の状況について 歴史的風土保存地区の指定について 緑地保全地区の指定について 鎌倉市自然環境調査について
第25回	平成15年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度緑政実績について 鎌倉市自然環境調査について 広町・常盤山のその後の状況について 首都圏における自然環境の総点検に関するワーキンググループについて
第26回	平成15年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> 広町(都市林)の基本構想について 緑地保全地区の指定について 常盤山のその後の状況について 文化財の発掘調査について
第27回	平成15年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度緑地の買入れについて 平成15年度「緑の都市賞」の入賞について 常盤山のその後の状況について 常盤山の歴史的風土保存地区の指定について 広町(都市林)の用地取得及び基本構想について
第28回	平成16年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> 広町(都市林)の用地取得及び基本構想について 鎌倉広町緑地の都市計画決定の手続について 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて 緑地の買入れについて 緑政審議会委員について
第29回	平成16年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> 会長の選出及び会長職務代理者の指名について 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて (仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について
第30回	平成16年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)青蓮寺緑地保全推進地区について(市長からの諮問事項) (仮称)鎌倉広町緑地の基本計画について 緑地の買入れについて (仮称)常盤山緑地保全地区の指定について 岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第31回	平成17年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> 青蓮寺緑地保全推進地区について(市長への答申) 文化財の発掘調査について 台峯の保全について 歴史的風土特別保存地区の拡大について 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて 岩瀬地区の近郊緑地保全区域指定について (仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について 緑地の買入れについて 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 景観法制定に伴う本市の対応について 岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について

回	開催日	主な審議項目等
第32回	平成17年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度緑政実績について (仮称)鎌倉広町緑地基本設計について 台峯の保全について 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 岡本緑地保全推進地区内行為について 緑政審議会委員について
第33回	平成17年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> 台峯の保全について 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて
第34回	平成18年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の買入れについて 鎌倉市緑の基本計画の見直しについて 岡本緑地保全推進地区内行為について
第35回	平成18年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画(案)について 緑地の買入れについて 台峯の保全について 岡本緑地保全推進地区内行為について
第36回	平成18年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の基本計画(案)について 台峯の保全について

(3) 鎌倉市緑政審議会委員

- 緑政審議会の委員は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第6条第5項の規定にしたがい、市議会議員、市民及び学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）のうちから市長が委嘱しています。
- 条例では15名以内の委員をもって組織することになっています。
- 現在（第5期：平成18年1月21日～平成20年1月22日）、13名を委員に委嘱しています。

■鎌倉市緑政審議会委員（平成18年1月23日委嘱、50音順、敬称略）

会長	奥水 肇	学識経験者（造園）明治大学農学部教授
会長職務代理	越澤 明	学識経験者（都市計画）北海道大学大学院教授
	赤松 正博	市議会議員
	前川 綾子	市議会議員
	森川 千鶴	市議会議員
	渡邊 隆	市議会議員
	石島やよひ	市民
	石田美智子	市民
	大木 実	市民
	石川 幹子	学識経験者（景観・ビオトープ）慶應義塾大学環境情報学部教授
	岩田 晴夫	学識経験者（生物）鎌倉市緑化推進専門委員、慶應義塾大学 SFC 非常勤講師
	志村 直愛	学識経験者（建築デザイン）東北芸術工科大学助教授
	藤原 良章	学識経験者（歴史）青山学院大学文学部教授

■今までに緑政審議会委員を務められた方（市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で50音順、敬称略）

市議会議員：伊東正博・仙田みどり・古屋嘉廣・野島吉郎・前野正司・松尾 崇
和田猛美

市民：久保野充・斎藤忠邦・斎藤マリ・杉山順子・村田禮子

学識経験者：飯村 武・梶山正三・鈴木 亘

5. 用語の説明

【あ行】	
エコアップ	開発や災害などで失われた自然環境を復元するとともに、生態学的な見地に基づいて、限られた緑地面積の中により多くの野生生物が生息できるよう、生息環境の向上と多様化を図る取り組みをいいます。
オープン・ガーデン	この緑の基本計画では、市民や企業が、自主的に広く公開する、個人の家の庭や緑化した敷地をオープン・ガーデンとしています。 <div style="text-align: center;">■オープン・ガーデンのイメージ</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">(出典：『公園緑地』2003 VOL.63 5 (社) 日本公園緑地協会 オープン・ガーデンみやぎ提供)</p>
オープンスペース	一般的には、建物によって覆われていない土地の総称をいいますが、都市計画基礎調査では山林・農地などの自然的土地利用地を除いた、都市公園・広場等の公共空地を示す言葉として用いられています。
【か行】	
ガイド種	生態的な環境改善を誘導するための指標種をいいます。
外来種	ある土地に本来存在しない生物で、外部から意識的又は無意識的に持ち込まれた生物をいいます。
風の道	都市気象の緩和を目的として設けられる風の通り道をいいます。市街地の後背地に広がる樹林などの保全、市街地内の既存樹林の保全・都市公園などの整備、河川や道路の周辺地域での植栽などにより、都市内に新鮮で冷涼な風の流れをつくり出す手法として用いられます。
希少種、危急種	希少種は、環境の変化などにより個体数が極めて数少なくなっている生物種です。危急種はこの希少種を含む絶滅の危険性が高い生物種です。
鎌倉市環境基本計画	鎌倉市の環境保全を、市民・事業者・滞在者・行政が協働して総合的・計画的に推進するため、鎌倉市環境基本条例に基づき平成8年に策定した計画です。平成17年度に改定を予定しています。
かまくら景観百選	鎌倉市の景観づくりの意識を高めるとともに、地域の景観資源を明らかにすることを目的に平成10年に実施した事業です。平成17年現在で、「鎌倉らしい代表的な景観」、「鎌倉の景観を構成する重要な要素」として86件を選定しています。
かまくらの道	鎌倉の歴史文化や自然とのふれあいを目的として設定した散策コースで、「長谷への文学散歩コース」など11コースを設定しています。
関東ふれあいの道	関東地方の1都6県をつなぐ総延長1,655km、全144コースの長距離自然歩道です。首都圏自然歩道ともいいます。
間伐	樹木の発育を助けるため、樹林内の樹木の一部を伐採して立木密度を疎にする樹林管理手法の一つです。
近郊緑地保全計画	首都圏近郊緑地保全法第4条に基づいて定める計画で、保全区域内における行為の規制、保全に関連して必要とされる施設の整備、近郊緑地特別保全地区指定の基準、土地の買入れ等に関する事項を定めることとなっています。
近隣住区	幹線道路等に囲まれたおおむね1キロメートル四方(面積100ヘクタール)の居住単位(小学校区に相当)をいいます。
グリーン・マネジメント	緑の環境をより良い方向に改善していくための、PDCAサイクル(Plan計画・Do実行・Check評価・Action改善)の考え方を取り入れた緑を保全・整備・創造、管理・運営していく考え方です。その基本的な考え方は、これまで鎌倉市が実践しており、鎌倉市緑政審議会に報告して進行管理してきたもので、今回の「緑の基本計画」の見直しでは、この実績を踏まえて、施策展開の柱とするものです。
景観計画	平成16年6月に公布された景観法に基づいて景観行政団体(鎌倉市は景観行政団体です)が定める、景観に関する総合的な計画をいいます。(鎌倉市では、平成17年現在、策定中です。)

景観法	良好な景観の形成促進を目的として、平成16年6月に公布された法律で、景観行政団体による景観計画の作成、景観計画区域や景観地区の指定、景観重要建造物の指定などが盛り込まれています。
景観重要建造物	景観法に基づいて、景観行政団体の長が、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（建築物、工作物）として指定したものです。
景観緑三法	「景観緑三法」とは「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」をいいます。これらの法律は平成16年12月7日に施行されました。
公園愛護会	町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などの団体が、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」に基づいて、身近な街区公園の愛護活動を行うために結成する団体です。
広域避難場所	地震発生後に大火災が発生した場合、炎、煙や輻射熱から市民の生命を守るために、鎌倉市地域防災計画で定めている避難場所をいいます。
【さ行】	
里山	都市近郊や集落周辺の丘陵及び低山帯に広がる二次林帯をいいます。
(財)鎌倉風致保存会	昭和39年に発生した鶴岡八幡宮裏山の御谷開発に対して、御谷の自然を守る運動を展開した市民や文化人が中心となって設立した団体です。わが国のナショナルトラストの第一号であり、現在は自然環境の保存事業や文化活動を展開しています。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域です。
市民健康ロード	「鎌倉自然と歴史のふれあいの道」です。第3次鎌倉市総合計画に基づき、市民の健康づくりと自然や歴史的遺産とのふれあいを通しての豊かな人づくりを目的として、平成11年に計画したもので、5つのコース（延長38.1km）を設定しています。（一部、計画段階のものもあります。）
首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン	長期的にめざすべき首都圏の自然環境の保全・再生・創出の考え方、方策、取り組みの方向を示したもので、行政及び関係する各種団体などが共有する目標像として、自然環境の総点検等に関する協議会により、平成16年3月にまとめられたものです。
植生	その土地の環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団の総称です。
植生図	地域の植生をタイプ分けし、そのタイプ毎の分布状況を地図上に示したものです。現況植生図、潜在自然植生図などがあります。
植生管理	樹林地などを対象に、その場所の望ましい植生や自然環境の形成に向けた方針を定め、その方針に基づいて計画的な管理を行うことをいいます。
施設緑地	都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共又は民間の施設をいいます。例えば、公共施設の児童遊園・青少年広場・歩行者専用道路・学校の植栽地や、民間の市民緑地・市民農園・社寺境内地・開放している屋上の緑化空間などが該当します。
住区基幹公園	都市公園のうち、地区・住区内に整備される街区公園・近隣公園・地区公園の身近な公園をいいます。
生産緑地	生産緑地法に基づく、市街化区域内にある農地などで都市計画に生産緑地として定められた土地又は森林をいいます。
生態系	生物的要素（動植物）と、それを取り巻く非生物的要素（大気・土・水・太陽の光）が組み合わさった自然のシステムをいいます。
生物多様性	生物は、進化の過程で、様々な環境に適応し、他の生き物と関わりながら多様に分化しています。生態系は、地域の特性に応じて、多くの生物種が、複雑なバランスの下で共存することによって、成り立っています。 この多様な生物の世界を「生物多様性」といい、大きく分けて3つのとらえ方があり、健全な自然の生態系を維持するためには、そのどれもがきちんと保たれる必要があります。 ・生態系の多様性：海・山・川、地球上に生物の生息していない場所はありません。それぞれの場所には、その自然環境に応じた生態系があります。 ・種の多様性：種は、生物を分類するもっとも基本的な単位です。それぞれの種は、環境に適応して進化を遂げ、現在の生態系を支えています。種が1つ欠ければ、生態系全体のバランスも崩れてしまいます。 ・種内の多様性：同じ種でも、地域によって体形や行動などの特徴が少しずつ違います。このような差は、地形などの条件によって集団が隔離され、集団間での繁殖が阻害されることによって現れます。長い時間を経ることによって、新しい種へと変化していく第一歩ともいえますが、こうした違いがあることで、生物は環境の変化などに対抗する力を蓄えているのです。
世界遺産条約	遺跡などの文化遺産、動植物の種の生息地や自生地などの自然遺産を保護するために、1992年に公布された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」です。

線引き	都市計画法に基づいて、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。
【た行】	
地域制緑地	緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する、法律や条例などに基づく制度による緑地をいいます。施設緑地に対して地域制緑地といいます。
潮間帯	磯の満潮線と干潮線の間をいいます。
都市計画区域	都市計画法に基づいて、都市計画を策定すべき土地として設定された区域です。鎌倉市では、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。
都市環境インフラ	広域的な観点から大都市の持続可能な生態系の維持・回復、人と自然とのふれあいの場の提供やヒートアイランド現象緩和などによる生活の質(クオリティ・オブ・ライフ)向上のための都市環境に資する自然的、人工的な都市の基盤のことをいいます。
都市マスタープラン	都市計画法に基づく都市計画・まちづくり分野の総合的なマスタープランとして、市町村の都市計画に関する基本方針を定めた計画です。鎌倉市は、平成10年に策定し、平成17年度に「増補版」を策定しました。
都市計画基礎調査	都市計画法に基づき、都市計画の実態を把握するために、おおむね5年毎に人口規模・土地利用・交通量などの基礎的な調査を実施するものです。
都市景観形成基本計画	鎌倉市都市景観条例に基づき、鎌倉の景観づくりを総合的・計画的に進めていくための計画です。平成6年に策定し、平成17年度に見直し(案)をまとめました。
都市計画公園	都市計画法に定める都市施設のうち、公園として都市計画決定されたものです。
都市計画緑地	都市計画法に定める都市施設のうち、緑地として都市計画決定されたものです。
都市公園	都市公園法に規定されている公園です。都市公園には、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園や国が設置する公園などの種類・種別があります。 ※資料編「1-(1)-1) 都市公園等施設緑地の種類」に種別と内容を記述しています
都市緑地法	旧都市緑地保全法。平成16年12月の法律改正により、法律名が都市緑地法に変更されました。
都市林	都市公園の一つで、主として動植物の生息地または生育地である樹林地などの保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として整備されます。
【な行】	
二次林	自然林の伐採・火入れなどによって人間が二次的に作りだした雑木林です。主にクスギ・コナラなどの落葉広葉樹で構成される里山の林をいいます。
【は行】	
パーク・マネジメント	公園計画の段階から実現すべき公園像を具体的な目標として定めるとともに、その達成に向けた管理活動等をPDCAサイクル(Plan計画・Do実行・Check評価・Action改善)の考え方を取り入れた形で行い、あるべき公園像を実現していく仕組みです。
ヒートアイランド現象	経済活動や都市的土地利用の増加などにより、都市部において気温が異常に上昇する現象。緑地の減少も大きく影響しているといわれています。

■緑地による冷涼な空気の提供とにじみだし



■新宿御苑における周辺市街地への冷気のにじみだしの範囲

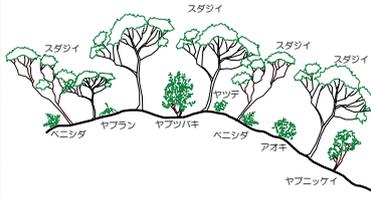


出典：成田健一 都市緑化技術 No. 53 「環境の世紀における公園緑地の取り組み」 国土交通省公園緑地課緑地環境推進室

ビオトープ	特定の生物群集が生息できるような、生態学的にも一定のまとまりのある空間をいいます。
ビオトープ・タイプ	地形・植生・動物などのデータから、立地環境・生物相が比較的等質な空間を区分して設定したものです。

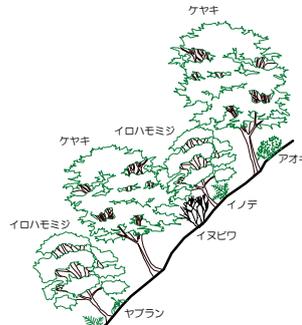
ビオトープ・タイプの例

■中～乾性立地の常緑樹自然林



- ・海岸付近から内陸部まで小規模、広範囲に分布する。
- ・スダジイ、アラカシ等の常緑広葉樹が優占する。
- ・丘陵部の最も普通な潜在自然植生で、鬱蒼とした極相林の状態を示し、鎌倉市の緑景観を特徴付けている。
- ・植物種は他の樹林と比較して少なく、動物種は樹林性の哺乳類・鳥類が多く生息・利用する。

■溪谷地の落葉樹自然林



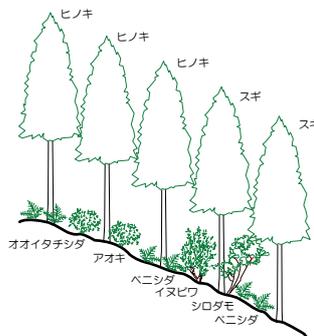
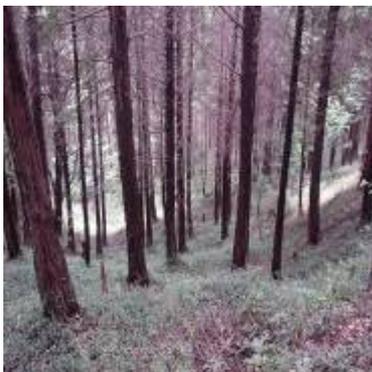
- ・内陸部の丘陵沢筋等に小規模に分布する。
- ・湿生落葉樹のケヤキ、ムクノキ、イロハモミジが高木・亜高木として明確な二層構造を示す。
- ・沢の最奥部の湿潤な地ではシダ類が多く見られる。
- ・樹林性の哺乳類・鳥類が多く生息・利用する。また、樹林性の昆虫類が多い。

■中～乾性立地の落葉樹二次林



- ・内陸部の丘陵地に広範囲に分布する。
- ・コナラ、ヤマザクラ等の落葉広葉樹が優占する。
- ・多くはかつての薪炭林として萌芽更新や林床管理が行われてきた。
- ・出現植物種は非常に多い。
- ・樹林性の哺乳類・鳥類が多く生息・利用し猛禽類の生息・採餌空間として重要。
- ・昆虫が多く、水田や湿地等に接する場合、トンボ類、カエル類、ホタル類等の生物の重要な生息地もしくは利用空間となる。

■中～乾性立地の針葉樹植林

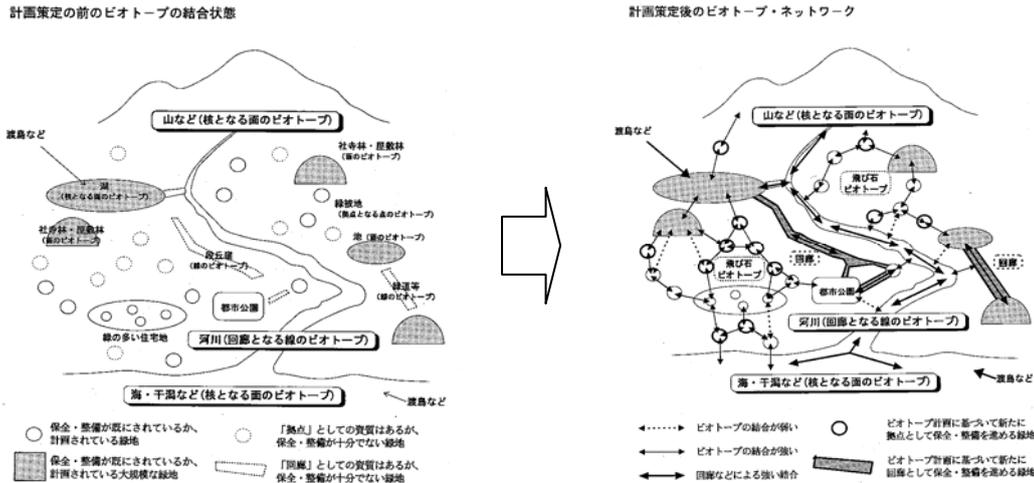


- ・内陸部の丘陵地に広く分布する。
- ・乾燥地にはヒノキ、適湿地にはスギが主に植林されている。
- ・植物種は比較的多いが、間伐等の適正な管理が長期間なされていないと暗く貧弱な林床植生となる。
- ・エビネ、ギンラン、コクラン、ヒカゲワラビ等が見られる。
- ・樹林性の哺乳類・鳥類が多く生息・利用する。

資料提供：慶應義塾大学石川研究室・大澤研究室 鎌倉研究プロジェクトチーム

ビオトープ地図	緑の持つ生物多様性の確保の機能を踏まえた計画策定において、その基盤情報となる地図をいいます。特色としては、地形・植生・動物等のデータから立地環境・生物相が比較的等質な空間を区分し、ビオトープ・タイプを設定していることが挙げられます。
ビオトープ・ネットワーク	タイプの異なる様々なビオトープを土地的条件に則り配置するとともに、丘陵尾根や河川などの「骨格的緑地」及び樹林や公園、道路、緑地など様々な「骨格を補完する緑」により生物の移動空間を確保することで、地域全体での生態的な緑の連結網を形成することをいいます。生物多様性確保の指標となるガイド種に焦点を当てた、ビオトープ・ネットワーク計画図の作成も考えられます。

■ビオトープ・ネットワークの考え方



出典：緑の基本計画ハンドブック改訂版 (社) 日本公園緑地協会

ビスタ	都市景観計画などにおいて用いられる、展望・眺め・見通しを意味する言葉です。
ヒューマン・スケール	人間的な尺度に合った広がりを持つ空間をいいます。
平場	切通し道の上などを削って造った兵を集める広場で、後には曲輪とも呼ばれました。

萌芽更新

根株を残して樹木を伐採し、その後根株から生じてくる若芽を何本か残して再び成木へと成長させるプロセスを繰り返す樹林管理方式のことです。

■二次林における樹林更新のサイクル

1~4年
 ・萌芽整理-病虫害のない生育旺盛な萌芽を1株当たり2~3本残して切る
 ・下草刈り

4~10年

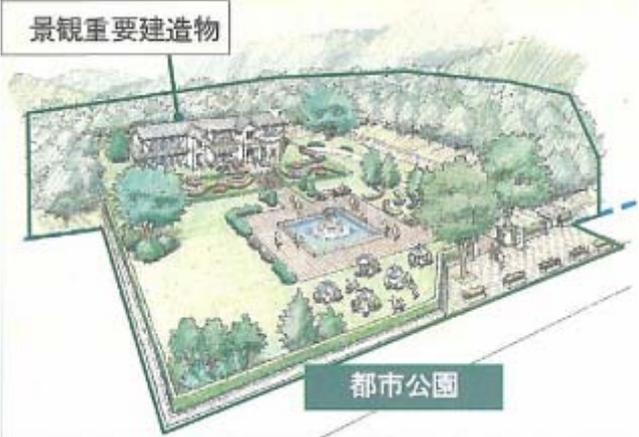
10~20年(今現在の計画地)

20~25年
 ・小面積皆伐-0.2ha程度で少しずつ萌芽更新していくが、3回ぐらい萌芽更新を行った古株は更新する
 ・下草刈り、落葉かき

出典：自然環境復元の技術 朝倉書店

ポケットパーク	都市環境の改善に役立てるため、商業地や住宅地の一角を利用してつくられるポケット程度の小さな憩いの場です。
---------	--

【ま行】	
まちづくり空地	鎌倉市開発事業等における手続き及び基準に関する条例に基づく、良好な市街地環境または歩行者空間の拡充に供するために確保する空地です。
三浦半島公園圏構想	神奈川県が推進している構想で、美しい自然に囲まれた三浦半島全体を公園のような地域として捉え、「三浦半島のみどりの持続的な維持・継承」、「三浦半島の活発化、地域住民の快適な生活」を実現していくことを目的としています。(平成18年3月策定)

緑	ここでいう緑とは、樹林地・農地・水辺地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を構成しているものや、都市公園・街路樹・公共施設や民有地の植栽地などを総称するものであり、さらには、これらが創り出す景観や人間の精神的なものまでを包括する言葉として用いています。
【や行】	
やぐら	鎌倉時代の墓所を意味する言葉です。
谷戸	台地・丘陵地の内部に向かっていく筋もの谷が入り込んでいる場所の地形をいいます。
【ら行】	
リーディング・プロジェクト	リーディング (leading) は主要な・指導的な・先端的な・最初のなどを、プロジェクト (project) は計画・企画・考察などを意味する言葉です。「リーディング・プロジェクト」は、先端的なテーマに集中的に取り組む組織 (リーディング・プロジェクトチーム) や、新たな問題の解決策を自ら考案し実践する活動方法 (リーディング・プロジェクトメソッド) などのいくつかの捉え方がありますが、この緑の基本計画では、「計画の実現を力強く推進するため、重点的に取り組むべき施策展開」という意味で用いています。
緑化地域	都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区を対象に指定する地域で、指定されると建築物の建築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化が義務付けられます。 ■緑化地域のイメージ  出典：『最近の公園緑地行政について』 国土交通省
緑地	緑のうち、特に一定のまとまりを持って存在する樹林地・農地・水辺地などをいいます。
歴史的風土保存計画	古都保存法第5条に基づいて定める計画で、保存区域における行為の規制、保存に関連して必要とされる施設の整備、特別保存地区指定の基準、土地の買入れ等に関する事項を定めることとなっています。
歴史的建造物と一体となった公園	歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的として、建築物と園地を一体化し、都市公園として活用・保存できる制度を活用して公園を整備するものです。 ■景観重要建造物等歴史的建造物と一体となった都市公園のイメージ  出典：最近の公園緑地行政について国土交通省

■緑の基本計画の策定にあたり、専門的な助言をいただきました次の方々にお礼申し上げます。（五十音順）

飯村 武 様（元緑政審議会委員・元鎌倉市緑化推進専門委員）
石川 幹子 様（緑政審議会委員・慶應義塾大学環境情報学部教授）
岩田 晴夫 様（緑政審議会委員・鎌倉市緑化推進専門委員・慶應義塾大学 SFC 非常勤講師）
越澤 明 様（緑政審議会会長職務代理・北海道大学大学院教授）
興水 肇 様（緑政審議会会長・明治大学農学部教授）
志村 直愛 様（緑政審議会委員・東北芸術工科大学助教授）
藤原 良章 様（緑政審議会委員・青山学院大学文学部教授）

■多くの方々に資料の提供などのご協力をいただきました。（各資料に、ご提供いただいた方を記載しています。）

■表紙等の絵についてご協力をいただきました。

鈴木登美子 様（鎌倉市在住）



ツユクサ



ドクダミ

鎌倉市緑の基本計画

編集 発行 平成 18 年 7 月

鎌倉市景観部みどり課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

TEL : 0467(23)3000 FAX : 0467(23)8700

E-mail : midori@city.kamakura.kanagawa.jp



リンドウ



古紙配合率 100%再生紙を使用しています。